

第百五十一回国
会
参議院厚生労働委員会會議録第二十号

平成十三年六月二十八日(木曜日)

午前十時二分開会

委員の異動

六月二十六日

辞任

鹿熊 安正君

齊藤 滋宣君

木俣 佳文君

本田 良一君

海野 義孝君

六月二十七日

辞任

柳川 覺治君

羽田雄一郎君

六月二十八日

辞任

釜本 邦茂君

朝日 俊弘君

松崎 俊久君

山本 保君

補欠選任

釜本 邦茂君

柳川 覺治君

羽田雄一郎君

朝日 俊弘君

山本 保君

補欠選任

齊藤 滋宣君

木俣 佳文君

補欠選任

成瀬 守重君

堀 利和君

本田 良一君

大森 礼子君

出席者は左のとおり。

委員長 中島 真人君
理事 龜谷 博昭君
齊藤 滋宣君
柳田 稔君
沢 たまき君
井上 美代君
阿部 正俊君
大島 慶久君
狩野 安君
田浦 直君

委員

国務大臣
厚生労働大臣
副大臣
厚生労働副大臣

大臣政務官
厚生労働大臣政務官
事務局長
常任委員会専門員

政府参考人
司法制度改革審議会議事務局参事官
法務大臣官房審議官
厚生労働省医政局長
厚生労働省労働基準局長
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

鶴保 庸介君
成瀬 守重君
南野知恵子君
川橋 幸子君
木俣 佳文君
長谷川 清君
堀 利和君
本田 良一君
大森 礼子君
浜四津敏子君
小池 晃君
大脇 雅子君
西川きよし君
黒岩 稔子君
坂口 力君
南野知恵子君
中川 義雄君
田浦 直君
川邊 新君
仁尾 徹君
小池 信行君
伊藤 雅治君
日比 徹君
岩田喜美枝君

厚生労働省政策
統括官 石本 宏昭君
厚生労働省政策
統括官 坂本 哲也君

本日の会議に付した案件

- 理事補欠選任の件
- 政府参考人の出席要求に関する件
- 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 将来の安心及び生活の安定のための社会保障の拡充に関する請願(第二号外七六件)
- 食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願(第四号外二〇四件)
- 介護保険の改善及び医療費の削減に関する請願(第五号外三二件)
- 小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第七号外一件)
- 高齢者の生活安定、雇用機会の創出等に関する請願(第二五号外四件)
- 介護保険の改善及び医療費の負担増反対に関する請願(第五〇号外二二件)
- 安心して子供を産み育てることができするための緊急対策に関する請願(第九八号外一一件)
- 建設労働者の賃金の保障及び労働条件の改善等に関する請願(第一一八号外三三件)
- 国立病院及び療養所の廃止、移譲及び独立行政法人化反対等に関する請願(第一二二号外二二件)
- 介護保険及び国民健康保険の改善に関する請願(第一七六号外二六件)
- 在宅介護利用料の引下げ等介護保険の緊急改善に関する請願(第二〇〇号外一件)
- 国民の暮らしを守るための雇用確保及び社会保障の拡充に関する請願(第二二三号外一一件)
- 介護保険等の緊急改善に関する請願(第二六二号)
- 総合的難病対策の早期確立に関する請願(第二六八号外五七件)
- 視覚障害者が購入するパソコン等に対する公的助成に関する請願(第二九二号外一五五件)
- 無認可保育所に対する国からの補助に関する請願(第二九四号外二二件)
- 男性助産婦導入反対に関する請願(第三三〇号外一六六件)
- 保育・児童保育予算の大幅増額等に関する請願(第三三七号外七二件)
- 安心して暮らせる老後を保障するための年金制度の改善に関する請願(第四二四号外三三三件)
- 国立病院及び療養所における院内保育所の改善等に関する請願(第五二五号)
- 看護制度の一本化等に関する請願(第五七〇号外二二件)
- 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第六五〇号外七三三件)
- 業者婦人に対する社会保障の充実等に関する請願(第六八七号外四〇件)
- 中国帰国者の老後の生活保障に関する請願(第九〇三号外一件)
- 中国帰国者に対する老後の生活保障及び授産事業の実施に関する請願(第九〇四号外一八件)
- 障害者のための介護保険制度の改善等に関する請願(第一〇三三号外九件)
- パーキンソン病患者の療養生活の質の向上等に関する請願(第一〇七五号外一〇件)
- 国立療養所香川小児病院の統廃合反対に関する請願(第一一〇二号外四件)
- マッサージュ診療報酬の引上げに関する請願(第一一六七号外一四件)
- 保険料についての特例措置の継続等介護保険の緊急改善に関する請願(第一一九三号外五件)

○じん肺根絶に関する請願(第一四八五号外二件) ○国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願(第一五五五号外八一件) ○労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に関する請願(第一六三三号外二四件) ○肝がん予防を始めとする肝臓病についての総合的対策確立に関する請願(第一六七八号外二四件) ○交通運賃の割引等精神障害者保健福祉手帳によるサービス拡大に関する請願(第一六八〇号外二〇件) ○肝がん再発予防薬等未承認のがん治療薬を使用可能とする制度の創設等に関する請願(第一六八五号外二件) ○リンパ浮腫治療の充実に関する請願(第一八一五号外一〇件) ○介護保険及び国民健康保険の改善並びに医療保険の改悪反対に関する請願(第一八四四号外一件) ○介護保険の緊急改善に関する請願(第一八四六号外二件) ○女性労働者の賃金及び労働条件の改善に関する請願(第一八六九号外二件) ○子育て支援についての緊急対策に関する請願(第一九六〇号外二四件) ○介護保険、医療保険及び年金制度の改善に関する請願(第二〇六四号外三五件) ○小児慢性特定疾患治療費助成制度の存続及び拡充に関する請願(第二〇六五号外一四件) ○小規模作業所等に対する成人障害者施策に関する請願(第二二二二号外二〇六件) ○介護サービス基盤の整備等介護保険の緊急改善に関する請願(第二二五二号外一件) ○安心して掛かりやすい医療に反する患者負担の再引上げ反対等に関する請願(第二三〇六号外二件) ○てんかんを持つ人に対する医療及び福祉の向上	○骨粗しょう症検診制度の充実に関する請願(第二四三三号外二件) ○労働者のためのルールの確立に関する請願(第二四五五号外二二件) ○高齢者の施設建設等に関する請願(第二六一一七号外二件) ○母子家庭に対する自立支援施策の一層の充実等に関する請願(第二六一二二号) ○失業者及び高齢者の就労対策の充実に関する請願(第二六八八号外二二件) ○公的責任による社会福祉の拡充に関する請願(第二七三四号外一件) ○看護婦の大幅増員による患者の安全確保、介護保障の確立等に関する請願(第二八六二二号) ○継続調査要求に関する件 ○委員長(中島眞人君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。 まず、理事の補欠選任についてお諮りいたします。 委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。 理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。 〔異議なしと認める者あり〕 ○委員長(中島眞人君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に斎藤滋宣君を指名いたします。 ○委員長(中島眞人君) 次に、政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律案の審査のため、本日の委員会に司法制度改革審議会議事務局参事官尾徹君、法務大臣官房審議官小池信行君、厚生労働省医政局長伊藤雅治君、厚生労働省労働基準局長日比徹君、厚生労働省雇用均	等・児童家庭局長岩田喜美枝君、厚生労働省政策統括官石本宏昭君及び厚生労働省政策統括官坂本哲也君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。 〔異議なしと認める者あり〕 ○委員長(中島眞人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。 ○委員長(中島眞人君) 次に、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律案を議題といたします。 本案につきましては既に趣旨説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。 質疑のある方は順次御発言願います。 ○長谷川清君 民主党・新緑風会の長谷川清です。 きょうは、質問の順序を少し変えまして、流れがちよっと変わりますけれども、きょうは同時刻にこの二階で司法制度改革審議会の意見書に対する質疑が今行われておる、こういう状況下にありながら関係者の皆さんにも来ていただいておりますので、これを先に質問させていただきたいと思っております。 まず、司法制度改革審議会、これはいろいろの要点があつて、これから審議をされていると思ひますけれども、その中で、特に私ども労使関係についての個別紛争にかかわる部分で、ADRにつきまして、この点についてのみ、一応いろいろありますけれども、時間の関係でこの点を一点、審議会の参事の方にお願ひをしたいと思います。 それから続きまして、法務省の方には、司法関係者の労働部門に携わっている人々の整備状況、言うならば法曹人口というものについて現在の状況やこれからの状況、できればその法曹人口の中における労働専門という分野においての方々の数、こういう点を一点お聞きしておきたいのと、もう一つは、労働委員会における命令というものと、いわゆる裁判所における判決というものが必ずしも一致しない、相違する場面が多々ござ	います。それは、現実的に一体どのぐらいの比率になっているか、この二点について法務省の方にお伺ひをしておきたいと存じます。 ○政府参考人(尾徹君) 司法制度改革審議会の意見書は去る六月十二日に内閣に提出されたわけでございますが、意見書におきましては、個別労働紛争を中心に増加しております労働関係事件の最近の動向、あるいは労働関係事件の専門性等を踏まえて、「訴訟手続に限らず、簡易・迅速・柔軟な解決が可能なADRも含め、労働関係事件の適正・迅速な処理のための方策を総合的に検討する必要がある。」とした上で、民事調停の特別な類型といたしまして、雇用・労使関係に関する専門的な知識経験を有する者の関与する労働調停を新たに導入すべきであるとしているところであります。また、その具体的な制度設計に当たりましては、申立人の住所地での申し立てを可能とすること、訴訟手続との連携を強化すること、調停の成立を促進するための仕組みを設けること等につきまして、他の紛争解決手段との関係をも考慮し、検討すべきであるとされているところであります。 ○大臣政務官(中川義雄君) 委員御指摘のとおり、このたびの司法制度改革審議会の意見書の中で特に労働関係事件について取り上げておりまして、労働関係訴訟事件の審理期間をおおむね半減することを目標にしたいということが言われております。そんなこともありまして、労働事件を初めとして、知的財産権、医療過誤等の専門的知見を要する事件に迅速かつ的確に対応するとの観点から、法曹人口の大幅な増加を図り、その中で裁判官を大幅に増員するとともに、法曹の専門性を強化していくということを強く指摘されているわけでありまして、 これを受けまして、政府といたしましては、今後かかるべき推進体制、この七月には司法制度改革推進準備室をまず設けて、その中で専門的にいろいろと検討していきたい、そして、審議会の意見を最大限に尊重して改革の実現に積極的に対処
---	--	--	--

していきたく、こう考えている次第であります。

○長谷川清君 もし時間があれでしたら、お二人の方は結構でございます。

今も報告がございましたように、要するに厚生労働委員会として本法が今出されております。それにかかわる幾つかの、六つのケースがあったり、それを絞って三つのケースだとかいうことの中に、今も私が聞きました司法に関するいわゆる民事調停を主張する案というものがございましたが、今もお聞きになりましたとおり、司法の関係という部分については我が国においてはまだ、今現在、どちらかというと、位置づけからいいますと最後のとりでであって、人手においてもその体制においてもシステムがまだ十分にできていないからこそ、改革委員会を設置して、きょう報告がこれから二階でやられて、これからこういうことを準備していくというようなことが今検討されていると、こういう、言いかえれば報告がございました。

そういう状況の裏づけとしまして、少なくともこの司法に關係する我が国における人口というのが現在では約二万人と言われているが、これがこの審議会の中においては、二〇一八年の段階で五万人の規模にしようという、こういう目標になつております。

現在の二万人という我が国の状況は、国民の一人当たりに換算すると、いわゆる一人の法曹關係者が国民の六千三百人に当たる、六千三百人を言うならば賄うというわけではないが、そういう對比になるという、こういう状況下にあるところ、国際比較をしてみますと、アメリカは約九十四万人の法曹人口を持っており、同国民対比でいきますと二百九十人です。六千三百人と二百九十人、これは大変な違いがあります、需要と供給の關係では、イギリスでは約八万三千人の人口に対して七百人、ドイツは十一万一千人に対して七百四十人、フランスは三万六千人に対して千六百四十人といったように、しかも今後の年間に

おけるそれぞれの法曹人口の増加状況と、過去における実績でいきますと、年間でアメリカは約一年間に五万七千人が増員されている。イギリスは約四千九百人、ドイツは約九千八百人、フランスは二千四百人と、こういう状況が総グロスにおけるいわゆる司法の中における需給關係ということになっておりますから、今、この先ほどの報告にございました審議会の目標が達成されたといたしましても、二十年たつても諸外国には追いつかないというそういう關係になっておりますから、我が国においては、いかに裁判所というものは敷居が高いものであるという結果が如実にあらわれていると思ひます。

私は、そのよしあしを論じようとしているのではございませんで、三つの選択として言われておりました、司法について今我が国が抱えている労働分野における個別紛争の処理の機構をどこを中心に据えるかという点からいけば、まだ準備不足。最後の最後のとりでとしての司法の存在は認めるけれども、今急増している状況の中にあつて対応をすぐできるものではないという。したがって、これは三つの中からは退場していくと思ひます、我々のテーブルでは、しからばというので、二つ残ります。

きょうは私は、こうやっているうちにもう残り一時間三十分を切っておりますけれども、その時間のすべは、なぜ、今回提案されております政府案が労働委員会を中心に据えていないのか、それは労働行政の分野の範疇で柱を立てているところに最大の問題がある、その点について、私はもうこの一点だけの質問です。いろいろな質問をこれからいたしますけれども、それらは全部寄せ集めるとそこに帰結すると認識をいたしております。

そういう視点に立つて、大臣にまず伺ひをいたしますけれども、今、政府が提案をしております労働局を中心にする立て方というものについて、本当に目的を達する、紛争を解決する、そういうものになるという確信を持っておりますし、い

ますか。

○國務大臣(坂口力君) 今、長谷川委員から御指摘をいただきましたように、残念なことではございますけれども、労働者のさまざまな紛争というのが起こっていることは事実でございます。そして、今お話がございましたように、それが司法の場に持ち込まれて、そして議論をされることもございましょう。しかし、なかなか、今お話ございましたとおり、規模的にもそれを迅速にこなしていけるような体制にまだ今なっていないというところもそのとおりではないかというふうに思ひます。

時代の変遷とともに、労使關係の間に持ち込まれてまいります問題も非常に幅広くなつてまいりました。昔は余りなかつたような問題も、最近はいくちかちで取り上げられるようになってきていくことも事実でございます。例えばセクシュアルハラスメントの問題等も、これは昔はそれほど取り上げられてこなかつたというふうに思ひますけれども、最近は大々さん各地域で取り上げられるようになってまいりました。その内容も非常に幅広くなつてきているというふうに思ひます。

その中で、私は、今、委員が御指摘になりましたように、地労委が務めておみえになつた役割というのは非常に大きいと思ひます。私もそれぞれの地域の皆さん方もよく存じ上げておりますし、そして大変熱心にさまざまな問題をお取り上げいただいていることも存じております。そうした皆さん方が今までからもそうでございましたし、そして地労委のところに寄せられる相談の内容もまた非常にふえてきているのではないかとこのうふうに思ひます。同時にまた、国の側のいわゆる出先でございします労働局に寄せられております案件も非常にまた範囲も広く、そしてまた件数も非常に多くなつてきているわけでございます。

それは、私が思ひますのに、地労委で解決をしていただくさまざまな分野のこと、そのようにお願いをした方がいいというふうに思われるところは地労委の方をお願いに皆さん行つておみえになるのだ

ろうというふうに思ひます。しかし、特に国がかかわつておりまして、これはやっぱり国の方に行つた方がいいといったようなところは、労働局あたりのところにはやはり御相談をいただいているのではないかとこのう思ひます。

決して我々、この法律を出すことによって、ここに集約しようとかそういう気持ちは全くございませんで、ここに選択肢として一つその選択肢をふやせていただく。しかし、今まで伝統的にいろいろとおやりのいたでまいりました、それが司法關係のところでありまして、あるいはまた地労委の方でありますとか、そういう皆さん方のところで熱心にまたおやりいただけるようなやはり対策というものも当然のことながら考えていかなければならない。その中の一つとしてここに御提案をさせていただいたというふうに御理解をいただければ幸ひでございます。

○長谷川清君 ただいまの大臣の話を聞いておりますと、私もこの地労委の案というものが全然無意味であり必要ないと言っているのではありません。労働行政のもとにおけるその範囲のいわゆる労働基準監督署、ルールを守る監督という監督権と、仲裁的な、中立で、守るべき、監督すべきそのルール、それ自身についていろいろの不満があつたり紛争が起こる。そういう場合を処理する権限、これはより司法の権限なんです、より司法に近い権限。これを同時に二つあわせ持つというこういう問題が生じますから、もし労働委員会ではなくて行政のラインの範疇でやるといふ場合は、私は法案のタイトルは紛争の解決などという仰々しいものではなくて、ワンストップサービスにはなっていないんですから、権限上どうしてもあつせんまで、それ以下のいわゆるどちらかという紛争予防業務の方が多いいんです。

これは、後においてもまた明らかにしていかなきゃなりませんが、この二つの異質の権能を本當に調和できるのかどうか。組織はきちんと分けなきゃなりませんし、専従体制をきちんとして置かなきゃなりません。これが甘いという、混同しま

すと、だんだん今常時の勤務をやっている業務と新たなニーズで発生している紛争業務とが混線してくるようになるんです。同じ世帯の中に二つの機能を備えようというんですから。そういったような問題や、あるいはそこで果たして解決率を見ますと、大体の解決率は二二％ぐらいなんです。指導しながら関与して、そして問題が解決をしたという解決率は。

したがって、まあ言うならば法案は紛争の解決というタイトルになっているが、中身はそれを超えない。逆説的に言うを超えたと違反です。超えない範囲の中のお手伝い、言うならばどちらかというと、タイトルと中身を一致しようとさせれば、中身にタイトルをつけることすれば、紛争の解決という法案ではなくて、せいぜいお手伝い法案です。そこら辺はよくわかった上の提案なのか。

それからもう一つは、今大臣も後半の方で言っておりました、労働委員会というものということとを言っておりますが、そういう認識が本当にあるなら、なぜ政府案としてそれを提案しなかったか、それを柱にしなかったのか。事情があつて改善の策で柱にはできなかったが、地方労働委員会を設置するということを法案提案の中でなぜそれはできなかったのか、そういう問題が生じてまいります。

その点について、もしお答えがあればお願いします。

○副大臣(南野知恵子君) 本当に先生の一本筋の通った御説得、今、大きな大きな意味での勉強をさせていただきました。

先生がお話しになられましたこの名前のことでございますが、本法案というものにつきましても、国及び地方公共団体が相まって全体としての複線型で紛争解決をしていこうというシステムを整備するものであり、国と地方公共団体の役割分担のもとに紛争の解決を促進していくということから、適切に対応するという意味では、先生がおっしゃったお手伝い法案、そのほかいっぱいあるだろうと思いますが、命名がございましてしょう

うが、それをさらに踏み込んでいく適切な題名であるというふうに思っております。

病気に置きましても治療より予防という気持ちがございます。先生のお話も十分御指導いただいたつもりでございますので、ありがとうございまして。

○長谷川清君 要するに、今複線型という話も出ましたが、労働委員会の地方版というのは原案に入っていないからなんです。衆議院でそれを修正して入れたんです。

私が聞きたいのは、そういう原案の中に大きな一番大事な機能が喪失したままで、言われたから入れているというそういう認識では、今後の運営に当たってベストミックスは実行できない。幾つか数ある中のいろいろの、労働局もやりましよう、労政事務所でもやりましよう、あるいは相談コーナーも設けましよう。行政がやり得る範囲というものは、権限上の問題からいって限界があるんです。

だから、司法ほど重くもなく、司法ほど敷居が高くもなく、行政ほど手軽でもなく、労働委員会というものを中立として最後の仲裁まで、相談、その上のあつせん、それがだめなら調停、仲裁というそういう機能を備えて、先ほども聞きました司法における裁判の判決と同様の価値を持つ、そういうシステムを四階建てで建物がつくられているからです。ここにワンストップサービス、相談に来た人がどんな階段を上って最後まで行っても解決がつくんです。

ところが、労働局案というのは二階建てです。むしろ二階建てでも一階半ぐらいの二階建てなんです。どちらかというと、いろいろと相談に乗ってあげる、情報を提供してあげる、これは本来業務なんです。本来業務でありながら、従来の基準の中に分掌事項が入っていないから、労働基準法を一部変えたり、地方においてはこの基準、規定を変えて、とりあえずの処置として、わあんと今上がってきている全国で百万と言われる紛争をと

りあえず便宜的に、暫定的にこなしている状況です。その便宜的、暫定的にやっている状況を、今回法律でそこをきちっとコンクリートにしたら一体どうなるのか。

こういう問題について、例えば質問に入りますけれども、そういうことは今に始まったんじゃないんです。もう平成の初年からそういう状況がずっと個別の相談が起ってきまして、少なくとも統計がとれるぐらいの総量になってきたのは七年ぐらいでしよ、平成七年ぐらい。七年、八年、九年、十年、もう七、八年たっているんですよ。こういう問題について私は、一つは対応が非常に遅いということが言えるし、いま一つはその内容の問題、遅いにはお粗末過ぎる、こういう感があるわけでありまして、一体この提案に至るまでの過程はどういうことが審議されてきたのか。少なくとも研究会は六つのケースを選択肢で既に報告を出しているんです。平成十年に。

今日までの経緯について、かいつまんで報告をしてください。

○政府参考人(坂本哲也君) 本法律案の提出までの経緯について若干御説明をさせていただきます。

ただいま先生御指摘ございましたように、この個別労使紛争処理制度のあり方につきましては労使関係法研究会、ここで検討が行われてまして、平成十年十月に報告書が取りまとめられておりまして、その中で六つの案が示されたところでございます。

具体的には、まず一つ目は労働委員会を活用する案、二つ目は新たに雇用関係委員会といったようなものを設ける案、三つ目は労政主管事務所を活用する案、四つ目は、先ほどもちょっとお話しございましたけれども、民事調停制度を活用する案、それから五つ目は都道府県の労働局を活用する案、それから六つ目は雇用関係相談センターといったようなもので対応する案と、この六つあるわけでございます。

また、この労使関係法研究会とは別でございま

すけれども、一つに、全国労働委員会連絡協議会、全労委の方でも労働委員会制度のあり方に関する検討委員会というものが検討を進めておられまして、平成十二年七月に報告がまとめられました。ここでは、都道府県が地方自治に基づいて個別の労使紛争処理に地方労働委員会を活用する場合のサービスのあり方の一方策というものを提示いたしてあります。

またさらに、労使団体それぞれで検討も進められております。日経連では、企業内の自主的解決を基本としながらADRとしての民事調停の活用を提案をする。一方で連合の方では、労働委員会制度の改編を行って個別的労使紛争を扱えるようにすべきといった提言でございました。そういった法律案の要綱も提示をされたところでございまして。また、民主党の方におかれましてはいろいろと検討が行われてきたというふうに承知をいたしております。

こういった状況を踏まえまして、個別紛争が非常に多発しているという、これに迅速に対応していかなきゃいかぬという状況の中で、私どもいたしまして昨年の九月に個別的労使紛争処理問題検討会議というものを設けてまして、昨年十二月にこの報告をまとめたわけでございます。この報告を踏まえまして、今般労働政策審議会に諮問をし、答申を得た上でこの法律案を取りまとめたところでございます。

以上でございます。

○長谷川清君 今、二つのことを答えていただきました。一つは経緯であり、一つは六つのケースの検討状況。

最初の経緯の中で言われております去年の九月に検討会議、いわゆる公労使を集めての検討会議を発足させている。がしかし、その前の八月二十八日には、週刊労働ニュースでもう既に地方労働局案を発表しておりますね、「個別的紛争処理システム」として。「個別的紛争処理システムの整備のため、十五億円を盛り込んだ。このうち、総合的なシステム整備には九億五千万円を計上する。

具体的には、都道府県労働局長による紛争解決援助制度を拡充し、紛争調停委員会、今提案されているそのままで、「を」設置したうえで、調停制度を創設する。また、全国二百六十カ所に、多様な相談にワンストップで対応する総合労働相談コーナーを設置する。」と。

八月の段階でもう既に、少なくとも八月の段階でこれほど、予算を含めて発表するほどの案ができているということは、少なくとも、一カ月かかった二カ月かかったか知りませんが、その間には、去年にその部屋まで設けて、個別紛争検討の部屋を設けましたね。恐らくそこから検討したんでしょ。そういうものをがっちりともう既に固めて、それから、さあどうですかという検討委員会を開催している。検討委員会は何回かやっておりま

すね。それも承知いたしております。経緯を見ると、最初から最後までずっと変わっていないんです。これはあくまでも労働行政の行政の範疇の中で、今できている状況を、まず一番最初は八年に、そして九年、十年に、そうやっていろいろ基準法や何かを変えて対応がとりあえずできているという、そういう経緯に基づいてそこでやらせようという、こういう発想であります。

根っこから欠けておりますのは、ここにもワンストップサービスなんというけれども、ちっともワンストップサービスではないのでありまして、我々が主張しておりますのは、二点目の六つの検討ケースという中でどんなに絞られていって、最後は三つになって、そのうちの一つの司法は今退場して、残ったのは二つという、労働委員会があるいは地方局なのか、こういうことが最後の判断。

六つのケースの中で研究会はどういうふうに言っているんですか。六つを比較してみると、比較対照の上においてはやはり労働委員会が一番と評価をしております。理由は一々述べませんが、もう。時間がありません。しかし、一応、大事だから言っておきます。

研究会が労働委員会に対してコメントしており

ますのは、一つは、これまでの労働委員会に蓄積されてきた労使紛争解決に関する知識や経験を活用することができるといふ点、二つには、公労使三者構成による調整能力を活用できることが利点である、三つ目、既存の制度を新たなニーズのために活用できること、四つ目、労働委員会は既に地域一般労組のあつせん申請や不当労働行為申し立てを通して個別労使紛争の調整に相当の件数を行っているところに扱う不安はない、企業の人事労務管理や労働者の希望とか不満に通じたそれぞれの人々を相談員に任命して、その知識経験を生かすことは個別労働関係をめぐって生ずる労使双方の苦情不満の処理に極めて有益である。

こういったようなあらゆる、私が言っているんではなくて、研究会であるとか検討会であるとかいろいろなもの、そういうふうな総合的なワンストップサービスというものが機能として必要であるということ、これを社会全体は求めているんです。にもかかわらず、すべての機能を全部備えている労働委員会を中心に据えるどころか、衆議院ではやむなくそれは修正で入れましたけれども、その認識の甘さがあると。私は本来ならば、それは今や遅いかもしれないが、わかった、だから今後のために、修正した部分のその重さというか、そういうものを十分に今後指導性の中で発揮していくよという部分がないと、これはどこをどうつないでもゼロ掛けるゼロはゼロなんです。労働委員会が全部、一つの機関ですべてを賄っている。

私は、ヨーロッパを全部回った、昔の昔ですけども、イギリスにおいても、労働審判所というのは明らかに労働問題だけを扱う場所なんです。しかも仲裁まであります。三者構成です。ドイツもわかりです。ドイツは労働裁判所と申しておりますが、我が国の場合には裁判所と申しております。それはなぜかという、憲法では司法というものは明確に線を引いています。最高裁とその直接の地方裁判所、この権限以外はすべて認めない、司法権は。そういうこともあり、日本では労働裁判所とは呼んでおりませんのと、もう一つ

は、戦前はこれは民事調停、調整で扱っておりまして、戦後はそれが労働調整です。この二つは国家権力ががんと行使されていったがために、戦後やと権力からの独立という形で労働委員会が誕生して、もう五十年たっているわけです。

私は、集団を扱う場合も、イギリスもドイツもフランスもみんなそうです、集団も個人も今からもう、一九七〇年代から個別も扱っている。しかも労働オンリーの性格を持って、しかも四階建ての最後の仲裁までやるという機能を備えております。我が国は、そのうちの集団だけはそういう機能を持っているんです。個別紛争を扱う法律背景がないから、本来ならば、ここでそれを打ち立てればILOの基準にも従うことになりまし、世界の常識と同じような。

しかれば、ここでお伺いしますが、労働委員会におけるあつせんということ、今皆さんが提案している地労委におけるあつせんというのは、ど

が違ふんですか。

○政府参考人(坂本哲也君) 今、労働委員会、地方労働委員会で行っております集団的な労使紛争のあつせんといふのは、三者構成、公労使の三者の機関としてその調整のためにいろいろと御苦勞をいただくことにあるわけですが、本法律案の予定しております個別労使紛争に関するあつせんにつきましては、その前に労働局長の助言、指導といったようなものを置きまして、そして労使紛争、個別的ないろいろな問題につきましては、あつせん案を提示をする。これは学識経験者のみで構成する委員会が対応するというにいたしておるところでございます。

基本的に、やはり個別紛争につきましては、ここに持ち込まれます方、大変厳しい状況に置かれている、困った形で持ち込まれているということ、速く、また廉価に解決をするということが必要であろうということで、そういった対応にしておるわけでございます。

○国務大臣(坂口力君) 長谷川委員のお話をずっと聞かせていただいております、大分私もわかってまいりました。

それで、この労働局というのは、今までから助言や指導はずっとしてきたわけですね、今までは。これは行政の範囲でございすから、今まではいわゆる行政機関ですから、それは監督や指導をするのは当然でございす。そこに今度あつせんといふことを一つ加えたわけですね。しかし、監督指導をするところですから、あつせんといひましても、それは私はやっぱり助言、指導が中心のものだろうと思ふんです。あつせんというのが加わりまして、やはり中心は助言ですとか今までの指導だとかということを中心にした中でのことであつて、若干あつせんの意味合いをそれにプラスするとしても、監督指導をする役所ですから、そこには私は限界があると思ふんです、ここには。そこが地労委と私は違ふところだと思つて、今、聞かせていただいております。

地労委は純然たる中立の立場で、三者協議によつて純粹にこれはおやりをいただいているわけですから、あつせんといふものに真正面から取り組んでいただけるわけでありすが、そこが私は若干違ふというふうな思いながら聞かせていただ

いてきたところでございます。

○長谷川清君 違ひはそのとおりでありますし、加えるならば、労働委員会がやっているあつせんといふのは、今言つように権限上の制約があるんです。逆に言つと、それ以上のことをやっちゃいけないんです。労働委員会はもしあつせんを求められれば、そこで不調になつてあつせんが打ち切られる。労働委員会であつせんを打ち切られたらそれっきりです。あとは裁判に行くしかないんです。

られて、あっせんが調停条件を持っていればあっせんに入れます。あっせんもその調停担当委員がやることであるし、希望があるなら三者で扱うということもできますが、そこが打ち切られた場合の話です。打ち切られたら調停委員会、調停委員会になりますと今度は三人のいわゆる公益委員、三者構成委員によって構成されていて、調停権が与えられています。いわゆるあっせん案に対する勧告の権限です。つまり、どこが違うかというと、権限の違いなんです。労調法に基づくいわゆる労働委員会、こちらは労働基準法の、ですから法律の背景も違います、機能も違います。したがって、これをせっかく衆議院では地方の労働委員会を可能ならしたのでありますから、私の願いとしては、これからのいわゆる改善の問題として、ベストにはならなかったけれどもそれを本当に柱に据えれば一番問題がなかった。それと、労働局がやっているそういう業務を法律でちゃんと整理しておけばいい。そうすれば複線型の効果が出るんです。

ところが、主役が逆になっておりますけれども、これからつくるであろう地労委という問題について、それは地方の自主性で、地方分権の時代でもあるからといったような、これも確かに顔面はそのとおりなんです。しかし、そういう必要性の認識が深ければ深いほど中央における指導性、今後における、今既に愛知を初め高知とか四県、地方は立ち上がっております。これから首都圏におけるハードな部分が立ち上がってくることに思っています。そういう場面でできるだけ中央における指導性を発揮してもらわなければならないというところが私の注文になるわけでございます。

それです、そういう問題が一つ起こってくるのと、つまりは、今のこの質問の中では、その同じあっせんにしても違いがある。だから、地労委の場合には、あっせんを打ち切られてもそのまま残っているというケースはほとんどない、全部解決に至っております。それは終着駅であるから、相談に来る人はこれは何行きかということも解決してもらいたく来るんです。予防的な、医学的な予防の部分においてはいろいろあります。時間がなくて触れるわけにはいかない。しかし、今、行政がやっていることは多分にしてその範囲ならなきゃいけない。

例えば平成十一年の四月一日から平成十一年の九月三十日までの六カ月間の解決率を調べてみますと、全体で何らかの処置を求めた数は一万六千四百六十六件、そのうち解決されたのは三千六百八十四件、解決率は二二％です。それはそうなんです、もともと、それをわかった上の提案なんです。

でございますから、まず地労委を健全に立ち上げていただく。それはできるだけ機能を備えたもので、できれば仲裁まで入れたもの、最悪でも調停権、ここが入っているもの。そして、一たび地方における、これからつくるであろう地方の調停委員会が打ち切ったとき、あっせんを打ち切った直ちに労働委員会の方に連絡、連携をとって、それが解決されていくような、そうすればベストミックスで全体というものの解決点も高まってくると思うんです。

法律には紛争の解決が目的だと、こう書いてありますけれども、私は紛争の解決は手段にすぎないと思うんです。本当の意味のこの法案の目的というものは、紛争や何かを解決することによって、近代国家、近代社会、どんどん変わっております。そういう移り変わりがあつた近代国家の中にあつても近代的労使関係というものを確立することを促進していく、そこが最大の私どもの労働に関する労使の課題の紛争に当たってはそこが最大のノウハウであるということ、これを見落としてはならぬと思うんです。

そういう意味において、小さな紛争の解決、こんなようなことは、私は今の法案のままであるととてもではない、題名に偽りあり、中身はまるでそうではない。だから寄つてたかつて、それも必

要ですから、予防的な部分という意味においてどんな案件を扱っていただくことは結構ですが、ワンストップサービスの機能を備えたところに連携、連絡をとっていったり、第三の問題としては中労委とたて糸よこ糸の関係の連携というものが、私は百歩譲って、衆議院が修正をしまいいましたこの法案に対する幾つか注文をつけるのであればそういったようなことが起こるのであつて、それが可能か不可能かは一にかかつて労働委員会というものの機能、この認識というものを本当にわかつていただかなければそれはできないのではないかと、そういう不安を持って言っておるわけでございます。そういう視点に立った場合に、まず現状の認識というものは非常に大事であります。

私も東京都へ行ってまいりました。労働委員会、あるいは東京都労働局のこれまで扱ってきた経緯であるとか、今現在の問題点とか、どんなふうな状況が処理されているか、またどのぐらいの日数がかかっているか。大体、相談という段階では三十分以内というものが七〇％、三十分から一時間というものは一六％ぐらい。一回の相談を受ける窓口での時間というのは大体二十五分ぐらい。そしていろいろなことをやっております。街頭にまで出ているし、夜間におけるあれがふえているから、木曜日は夜間受付の日と決めてそこでもやっております。そこにおける件数、あらゆるデータは資料もいただいてまいりました。

現状というものの認識、既に衆議院においても、総量、全体では百万が将来には百五十万の件数になるであろうということが言われておりますけれども、そういう実態というのが必要であるとするなら、それに対する解決する供給という、いわゆる労働行政が行う行政サービスの範囲ということに十分にわきまえた上の提案であつたのかどうか、私はそういう点が懸念されてならないんです。

労働委員会に対する認識は、今まで多くの時間がある中で我々は余り聞かされておりません。私も民主党が一年以上かけていろいろな学者先生か

らもいろいろと意見を聞き、あらゆる文献、世界じゅうのあらゆるケース、さまざまなことを全部民主党内においていろいろと研究結果、昨年の本当は通常国会で議員立法で出そうとして準備しておりました。それが結局国対上の関係でできなくて、そして去年の臨時国会、今度こそというので参議院先議でこれを出そうと、当時の各理事の皆さんには、全部その案はぜひ党内で検討してほしいと言つて全党には全部行っているはずであります、私が行きましたから。

そういったいろいろな経緯の中で、ありとあらゆることを分析の結果、客観的なあらゆるものも含めて、やはりベストは、こういう紛争処理のシステムとしては労働委員会を中心に据える以外にない。私は、今、与野党が逆転して我々が与党だったらこの原案は絶対反対です。労働委員会を中心に据えた提案をいたします。そして、行政は何をするべきかという、限定的な非常に権限上の制約がありますから、せいぜいなせることは限界がございいます。

これら、以上の問題について、何か現状把握の中で、いわゆる皆さんが持っております解決点なり、もっと、いや高いよとか、いろいろな問題点について現状の中で何か問題点がある、あるいは私が今言ったようなことについて問題の発言があるというようなことはございしましたか。

○政府参考人(坂本哲也君) 先生いろいろ御指摘いただきました現状につきましては、私どもの把握しております状況と基本的には同様でございまして、現在、都道府県の労働局なり監督署に持ち込まれております労働条件の分野に関する個別労働関係紛争でございまして、平成十一年度が二万四千件、十二年度は四万八千件ということ非常に増加傾向にございますし、また、都道府県の労政主管事務所、ここでの相談件数も非常にふえておる。年間で十二万件を上回つておるといったような状況だというふうに私どもも把握しております。

このうち、解決の状況でございますけれども、

具体的にいろいろな指導を行って解決に至った件数で把握しております状況は、先ほど先生御指摘のような状況だというふうに私どもも理解をいたしております。

○長谷川清君 それでは、このあたりで衆議院のいろいろの議論、それから、私が今申し上げたいいろいろの視点、そういう点につきましてひとつ問題整理をいたしまして、確認のための答弁を求めたいと思います。全部で八問ございます。よろしいですか。

国際労働機関のILOの三者構成の精神にのっとった労働委員会は、中立的機関であり、個別労働関係紛争の解決のための複線型システムの一翼として位置づけるべきであると考えているが、いかがですか。

○国務大臣(坂口力君) 労働委員会は、労使の実務に詳しい労使委員の参加による労使慣行を踏まえた調整が行えるという利点があり、他の機関とともに個別労働紛争解決のための複線型システムの一翼を担うものと考えております。

○長谷川清君 それでは、二問目をお願いいたします。

衆議院での国会修正により、地方公共団体が個別労働関係紛争の解決のための施策として、地方労働委員会を活用し得ることを明確にされたことを踏まえ、都道府県において個別労働関係紛争の解決のための方策を検討する場合に、地方労働委員会の活用について適切に検討が行われるべきであると思いますが、いかがですか。

○国務大臣(坂口力君) 都道府県は地域の实情に応じて個別労働関係紛争の解決のための方策を検討することとなりますが、その際、地方労働委員会の活用を図ることも有効な手段として検討されることを望んでおります。

○長谷川清君 次は、三点目です。

衆議院での国会修正により、個別労働関係紛争の解決のための施策として、地方労働委員会を活用し得ることが位置づけられたが、労働者が地方労働委員会に解決を求めたことを理由として不利

益取り扱いを受けることは、民法第九十条公序良俗に違反し、許されないと考えるが、それでよいのか。

また、そのような場合には、都道府県労働局長に相談があれば公序良俗に反するものとして適切な対応がなされるべきと考えますが、いかがですか。

○国務大臣(坂口力君) 労働者が地方労働委員会を初めとした個別労働紛争の解決機関に援助を求めたことを理由として、事業主が不利益取り扱いを行うことについては、民法第九十条に定める公序良俗に反するものとして禁止されているものであると考えます。

地方労働委員会に援助を求めたことを理由とする不利益取り扱いに関して、都道府県労働局に援助を求められた場合には、公序良俗に反するものとして適切に対応してまいります。

○長谷川清君 それでは、四問目です。

法案では、紛争調整委員会が個別労働関係紛争解決のためにあつせんを行うとあるが、実際の個別労働関係紛争の現場では弱い立場にある労働者からの一方申請が出ることが考えられます。この場合、あつせん制度が十分に生かされるように配慮すべきであると思いますが、いかがですか。

○国務大臣(坂口力君) 紛争解決制度の利用者である紛争当事者が利用しやすい制度となり、弱い立場にある労働者からの一方申請が行いにくくなることのないよう、制度の運用に当たっては最大限配慮をしてまいります。

○長谷川清君 では、五問目です。

法案では、「あつせんによつては紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あつせんを打ち切ることができる。」としてあります。あつせんを打ち切る場合でも、それまでの過程で労使双方の意見を十分に聴取し、必要な調査などが行われるものであると考えておりますが、いかがですか。

○国務大臣(坂口力君) 本法案に基づく紛争解決制度としては、あつせん制度だけではなく、都道府県労働局長による相談や助言、指導も行うこと

としており、これらの過程で当事者から事情を十分に聴取し、必要な調査を行うことにより適切に対処してまいりたいと思っております。

○長谷川清君 それでは、次に六番目です。紛争調整委員会が男女雇用機会均等法に基づく調停を行うことになったが、これまでのいろいろな経緯の中でできた均等調停委員会の目的や趣旨や機能は従来と全く変わらないということではないのか。

また、それが紛争当事者に明らかになるように省令などにおいて措置をするということだが、これに対して対外的な表示として明らかになるものと考えてよろしいかどうかという点です。

○国務大臣(坂口力君) 現在、男女雇用機会均等法に基づいて行われている調停制度の目的、趣旨、機能は今回の改正によって何ら変わらないものであります。

また、省令等において男女雇用機会均等法に基づく調停のための会議を、例えば機会均等調停会議といった名称とすることを検討してまいりたいと思っております。

○長谷川清君 今、例えば機会均等調停会議と言われましたが、大体こうなるという感じでございすね。

○国務大臣(坂口力君) はい。

○長谷川清君 では、七問目。

中央労働委員会は、地方労働委員会が個別労働関係紛争の解決を行うに当たって、関係者の教育などを必要に応じて行うこととしてはいかがかと、この点について伺います。

○国務大臣(坂口力君) 中央労働委員会は、各都道府県が地方労働委員会を活用したサービスを行うことについて、情報の収集・整理、経験の交流、職員研修の援助などの役割を担うべきであるとされた全国労働委員会連絡協議会の検討チームの報告を踏まえ、今後、中央労働委員会において地方労働委員会の要望も受けながら適切な対応を図られるものと考えております。

○長谷川清君 確認の答弁を欲しいのは次の八問まででございます。

裁判官や弁護士らによる労働関係に関する話し合いと共同研究の場を持つことにより、労働裁判や裁判外紛争処理制度、ADRにおける処理の質が向上し、時間も早まると考えられるが、厚生労働省としても必要な協力を行うべきではないか。

また、司法修習カリキュラムにおいて労働法を重視する、そういう働きかけを行うべきではないかという点について伺います。

○国務大臣(坂口力君) 労働関係紛争の適正、迅速な解決を実現していくためには、裁判所を含めた関係機関の協力、連携が不可欠であり、厚生労働省としても必要な協力を行ってまいりたいと思っております。

また、今後とも、必要に応じて司法修習カリキュラムにおいて労働法を重視することについて、関係機関に対しまして働きかけを行ってまいりたいと思っております。

○長谷川清君 それでは、確認の答弁は以上でございますが、それに準ずるような感じで一般の質問として伺いたいおきたいのは、地方公共団体が地方労働委員会等において個別労働関係紛争の解決のための活動が円滑に行われるよう必要な支援を行っていく旨、大臣の答弁がございました。

具体的にはどのような支援が行われるのかという点について伺います。

○副大臣(南野知恵子君) 地方労働委員会におきまして個別紛争解決制度といえますのは、地方自治に基づきまして都道府県知事からの委任を受けて行われるものであります。

また、どのようなサービスを提供するかということにつきましても、当該地域の实情に応じまして都道府県の判断により決められるものであるというふうにも思っておりますが、国といたしましては、都道府県で行われますサービスの内容に応じまして、情報の提供その他の必要な支援をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○長谷川清君 次は、同様の質問であります。地方労働局における個別労働関係紛争処理制度が拡充されること等の判断から、これまで地方自治体が地域密着型で行ってきた労使行政サービスの質を低下させるおそれがないよう必要な支援を行うべきであると思いますが、いかがですか。

○政府参考人(坂本哲也君) 今回のこの法律の制定によりまして、都道府県での紛争解決に対する取り組みが後退することのないように、私どももいたしまして、十分な連携を図りながら情報提供等の業務を通じて地方に対する支援を行ってまいりたいと思っております。

○長谷川清君 都道府県の労働局における個別労働紛争解決制度が地域の実情を踏まえつつ有効な制度として活用されるために、運用に当たりどのような対応をするのか、この点についてお願いいたします。

○政府参考人(坂本哲也君) 地方労働局での個別紛争への取り組みが地域の実情に即したものであるようにということで、一つは、地方労働審議会等の場を活用しながら地域のいろいろなニーズを吸い上げていく、いろいろな要望をお聞きしながら地域の実情に沿ったようなものに運用ができるように取り組んでまいりたいと思っております。

また、国の組織ということで対応するわけでございますけれども、この業務に当たる職員に對しましては、地域の実情に十分配慮した、その地域の状況を十分把握しながら運用に当たるといふ意味での研修といえますか、そういったものを通じて徹底を図ってまいりたいと思っております。

○長谷川清君 それでは次に、労働局の案で提案されておりますこの政府案は、どこが長所であるのか、その点についてお伺いしておきます。

○国務大臣(坂口力君) どこが長所であるのか、短所かと言われますと、なかなかお答えをしないわけでございますが、先ほどから、先生の御意見をずっとお聞きをいたしております、これは先生

おっしゃるとおり、先生のおっしゃることは正論だと思っております。聞いていただくわけですが、余り正論だといって言い過ぎてしましますと、それじゃおまえの出したのはどうかということになるわけでございますので、我々は我々の立場としてこのことをここで先ほどから申し上げているわけでございます。

先生が御指摘になりましたいわゆる地労委に活躍をさせていただきまます部分、それから裁判所がやりをいただきます部分、そして労働局が担当をいたします部分、そこはのずからやはりそれは分けられてくる。それぞれやはり特徴があり、そしてそこで解決をしていただくのに最もふさわしい案件というのはそれぞれあるというように私も思います。

そして、その中で労働局がやりますことは、先ほどちょっと申しましたとおり、指導監督庁でございますから、指導監督をいたしますところがあつせんをするということになってまいります。それはやはりその立場上、一方に、いや、それはあつせんは別だと、指導監督する立場とは別だということに言いたしまして、そこがそううまく割り切れるかどうかということが、私は率直に言っており得るというふうに思います。

そこが欠点というか、欠点というよりも難しい、我々のやらせていただく仕事の中としては難しいことだということに私は理解をいたしておりますが、そうしたことを抱えながらも、一方において、労働局にはさまざまな御意見が、さまざまな御相談が寄せられているということも事実でございます。労働局がこなし得る範囲の中で御相談を申し上げ、御助言を申し上げていくというのが我々の姿勢ではないか。

したがって、事の大きい小さい、さまざまいろいろあり、どれが大きいのか、小さいのかということもなかなか判断することも難しいですが、やはり中労委でおやりをいただきますこと、そしてあるいは司法の場でおやりをいただきますことと比べれば、労働局がお引き受けをい

たしますことはもう少し日常茶飯的な出来事、そして、本来ならばもう少し法律をよく御存じいただいておればそういうことが起きなかったことが、よく御存じいただけないために起こってきた。それは経営者の側にあるかも知れませんが、あるいは労働者の側にあるかも知れません。こうした問題に対して適切にアドバイスをし、そして、こういう内容だからひとつこれはこういうふうにしていただいたらどうですかという御意見を申し上げます。若干の中身はそういう羅列と申しますか、段階があつて、そういう方向に私はなってくるのではないかとふうに思いますが、委員の御発言を聞かせていただいたところでございます。

○長谷川清君 私は、政府提案の長所、いいところは、今起こっている個別紛争というのは全国レベルなんです。労働局というのは、これは全国的、総括的に対応ができるという点は私はすぐれていると思うんです。それから、そこには専門の職員がいる。さらに、こういうのを扱っていくことによってそういうものの養成が可能になっていくという意味において、需要と供給という関係はそういう、ただ致命的欠陥は、さきから申し上げている権限上の制約があるからやれる範囲が、程度が決まっちゃうということ、そこだけは見落としてはいけない。

ですから、私は過大にも評価しないし、いい点はいいい点、悪い点は悪い点で、そういうものをどう補い合せて、言うところのベストミックスで解決率を高めて、それが全体的な、日本の社会においてこれからどんな労働者の移動も激しくなるいろいろな不安を増大するんでしょうから、そういう分野に、そういう需要というのに対して全国的に、しかもレベル的にあるいは機能的なものを、多様なものを用意して、これは例えば労働法制研究会が既に発表しておりますが、今やつてくるこれらというんです。今、労働局がやったり労働基準局がやったり労政事務所がやったりというこれらは当面の措置であり、将来的には労働条件

に関する紛争を調整するための総合的なシステムを検討する必要があるというところを言っていますね。これは私が言っているのではなくて、大体客観的にこの問題を研究した人なら大体十人が十人、そういう機能を備えたものを総合的に、その中の一つであるということなんです。

ところが、実際の提案はその一つしか提案しなかったんです。その認識について私は問うて入れています。それを衆議院では修正いいながらも入れておりますけれども、それが単に格好だけで、今後の認識いかんによって、それはまた地方の問題だから地方でやりなさいと。そしてまた、何か聞くところによると、一方からの申請があつたときに、あつせんを受けて立つ側の方の一方に、何もこれは義務はないんだよ、参加しななければそれで済む打ち切りですよ、参加しなかつたからといって不利益も何もありませんよ、そういったようなことを省令だとか様式で決めるよ。あつせんというのはAとBが来なければあつせんにならないんです。そこに、任意ということであるんだからそうなることはわかるが、それをシステム化して、文章化して、様式化するがこときは一体どういうことなんでしょうか。

そうでなくたって解決率は二二%。さっきも認めになりました。もうあつせんなんか格好だけはあるけれども、だから私はさっき二階と言いましたが、一階半という。あつせん機能はほとんどやうやう、何らかのそれには力が働いているんじゃないですか。自民党が圧力をかけたか日経連が圧力をかけたか知りませんよ。

私は、いろいろな意味において、連合の意見も聞きましたし、日経連の常務さんともお会いしましたし、いろいろな面において多種多様な客観的な、法律をつくるんですから客観的でなきゃいけない。私は、言わずもがなそういうふうなことを規定化し、そして、そういうところの道筋をつくっていくような運用ということなどがちらちら見えるものですから、くどくどと、いろいろな意味

において、少なくとも私が信頼している坂口厚生労働大臣でありますから、坂口大臣のときに何ともえも知れない法律が、どんどんどんどんそれが成長する発展性は何もなく、問題がどんどん起こってくるような内容であったのは禍根を残す。

そういう意味において、どうか、いろいろな意味が込められておりますから、私は一番最後には大臣の認識と今後の姿勢を問いますけれども、今申し上げるようなこういう、あるときは研究会であったり、あるときは検討会であったり、あるいは勉強会であったり、いろいろなところでやってきている今までのそれらの問題というものと、提案されておりますその基本、軸が違っていると私は今でもまだ思うのでございます。

そういう点については、今後、十分にひとつ間違いないような執行と、今確認答弁にもいただきましたけれども、それ以外にもたくさんございしますから、そういう点についてもひとつよく肝に銘じておいていただけないか。こういう便宜的、暫定的なありようというものに、これを恒常化し、法律でそれを固められてしまうということになってしましますと、それでなおかつ労働委員会というものが、ある場合は地方でできなかったり、ある場合は機能が非常に乏しい、それと同じようなもので労働委員会がつけられていたりというようなことになってくると、大変なことになると思います。

私は、集団の場合については、東京や大阪や、首都圏にどうしても集団事件というのは集中しちゃうんです。九州の果てであるとか北海道の先の工場で起こった事件も、集団ですから、本社が東京にあったり組合の本部が東京にありますと東京の中労委に提起してくるんですね。だから、集団の場合には、過密な都市と地方においては過疎みたい、ほとんど労働委員会が機能しない。こういったいろいろな問題を四十一年のころから研究会や何かは全部ずっとやってきているんですね。四十一年、五十七年、ずっとやってきていますね。そして、個別の紛争のことについて扱って

きているんです。

そういったようなことをいろいろ考え合わせていったときに、これだけの時間があってこれだけあれしなから、なぜこういう貧弱なところに軸を置いた法案をつくってしまったのか。これは、いまだにまだ私は納得ができていない。そういう意味においては、賛成をする立場で、しかし条件つきで、いろいろな意味のそういう申し上げたところの部分は、本当にこれから執行の中であって大臣は認識を深めていただいて十分に指導性の発揮をさせていただける。

言外に私が申し上げたいいろいろな連絡、連携の問題や支援の問題や、そして結果としてそういうものが地方で立ち上がった機能するという答えを出していくための指導、最後にこの点のことをお伺いいたしまして、私としては、いろいろなことを申し上げましたけれども、特に基本の軸に置くべき判断の問題と、それに対する今後の、やむを得ない改善の策で今やられておりますから、その上に立っての今後の運営が非常に大事になる、なろうことなら先ほどのようなそういう省令のようなものは撤廃してもらいたいぐらいに考えております。

以上です。

○国務大臣(坂口力君) いろいろと御指摘をいただきました。ありがとうございます。

御指摘をいただきましたように、個別労働紛争といえますものは、かなり質、量ともに多岐にわたってきたことはもう御承知のとおりでございます。そうした中で、これらをできる限り円満に解決をし、そして皆さん方に、この日本の中のそうした紛争を極力起こらないようにしていくためにはどうしていったらいいかということをややはり全体で考えていかなければならないというふうにしていただいております。そうした中で、今までありました個別紛争に対しますいろいろな解決をしていただいております。そうした全体を見ながら、今回出しました法律は、その一部をここに提案したわけでございます。

今回の出しましたこの法律は、そうした個別紛争全体を包括した意味での法律では決していないわけでありまして、その中に新しく労働局が受け持ちますところにつきましての法律を出させていたのだいたいでございします。そこはひとつ御理解をちょうだいしたいと思います。

ただ、今御指摘をいただきましたように、ここに地方の労働局がそれぞれ担当いたします分野というものもわざわざいかなければなりません。そして、今まで大変な御活躍をいただいた、そして多くのそこに経験と大きな蓄積をしていただいたおられます地労委の今までの御意見や、あるいはまた司法関係者の皆さんの御意見というものは十分に尊重をさせていただきながらこれから進めてまいりたいと思っております。またその行き方におきまして誤りなきを期していきたいと考えているところでございます。ありがとうございます。

○長谷川清君 まだ少し時間があるようでございますから、それでは、これは政府参考人で結構ですが、予防の問題について、特に中小零細企業における自律解決に向けた予防措置ですね。いろいろ調べてみますと、大多数の発生源は中小零細の規模のところが非常に多いでございます。業種別あるいは地域別、いろいろなものを調べてみますと、最大限やはり中小企業に対する予防策、ここが非常に大事になってくると思うんです。その点について質問をいたしまして、私の最後の質問にいたします。

○政府参考人(坂本哲也君) この法律案におきましては、紛争当事者の自主的な解決の努力義務規定を設けているわけでございますけれども、こういった規定を受けまして、私どももいたしましては、紛争当事者に対して、基本的な労働関係法令ですとか判例、そういった知識があれば紛争の発生を未然に防止することができると考えます。現実問題として相当数見られるわけでございますので、具体的な取り組みをいたしましては、いろいろ関係の法令とか判例をパンフレットにまとめまして、それを関係方面に配布する、あるいは都道府

府県の労働局でもって労使紛争の未然防止のためのセミナーを開催すると、こういったような取り組みを行ってまいりたいと思っております。

また、全国二百五十カ所の相談窓口がございしますけれども、そこで各種のいろいろな情報提供を行うということも、特に中小企業の事業主の皆さん方に対して、自主的な解決の取り組みの支援に努めてまいりたいというふうに思っております。

○長谷川清君 終わります。

○小池晃君 日本共産党の小池晃です。

最近の雇用情勢のもとで、個々の労働者と企業との紛争は増加しております。個別労使紛争の処理のための制度は緊急に必要であり、本法案の内容は十分とは言えないまでも、公的機関の関与で一定の救済効果が期待できるものと考えております。

私は、実施上の問題についてただしたいと思っております。

これは、大変これから個別労使紛争がふえるだろう、急増するだろうということが予想されるわけでありまして、この制度を今年度十月から立ち上げるのに、新たに労働紛争調整官が配置されると聞いております。これは全国で何人配置されるか、配置されない県はどういうふうになるのか、お答え願いたいと思っております。

○政府参考人(坂本哲也君) 労働紛争調整官でございますけれども、ことしの十月から北海道、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪、福岡、大都市圏を中心に七つの都道府県労働局にそれぞれ一名、計七名配置するというところにいたしておるところでございます。

○小池晃君 これは、制度の中身、法律をつくっても、それにふさわしい体制ができるかどうかというのは決定的に重要だと思っております。私、これは全県に配置する方向でぜひ努力すべきだと思っておりますが、いかがですか。

○政府参考人(坂本哲也君) 今般は相当の事務量が予想される七局にこの紛争調整官を配置するこ

とにしたわけでございますが、それ以外の局におきましては、既存の人員体制の中で効率的な事務処理を行うことによって対処をまいりたいというふうな思っているわけでございます。

○小池晃君 ぜひこれは広げる、実効ある措置にするためにも体制強化していくことを主張したいというふうに思います。

実際の例に即してちょっとお聞きしたいんですが、例えば今、東京の京王電鉄というところでこういうことが起こっています。バス部門の労働者千二百六十名、これ全員を本人同意なしで一たん解雇した上で新子会社に転籍するという方針が出ております。会社側は何と言っているかというのと、それが不服ならやめてもらいたい。これ会社提案では百五十万円も減収になるんですね。退職金も昇給もなし、各種手当もない。これ、ひどいんですよ。さらに労働時間も延長で、し勤務といふんですけれども、毎日のように朝六時から九時過ぎまで働く。会社側はどう言っているかという、転籍については労働組合との協議が調っていれば個別同意は必ずしも必要ないと、非常に不当なことを言っているわけですね。

東京労働局は、分社化が営業譲渡としたら、会社提案を労働組合が認めたとしても本人同意が必要だという見解を示しております。こういうケースは、労働者は今回のこういう個別紛争処理のスキームに持ち込むことができるのか、その場合どういう処理になっていくのか、お伺いしたいと思っております。

○政府参考人(坂本哲也君) 御指摘のようなケースにつきましては、事業主と労働者との間の労働関係に関する紛争であるという限りは、この法律案に基づく紛争解決制度の対象となるというふうな考えでおります。

〔委員長退席、理事亀谷博昭君着席〕
ただいまお話しございましたような転籍に關しましては、従前の会社の退職、それから新会社との雇用契約の締結、こういう行為を一度に行うものであるという点に着目をいたしまして、転籍を

命じるには対象労働者の個々の同意が必要であるという確立した判例があるわけでございます。

助言、指導におきましては、その事案における事実関係をどういった判例に照らしながら、必要に応じて専門家の意見を聞いて、必要となる助言、指導、こういったものを行うことになるだろうと思っております。

○小池晃君 こういうケースでも個々の労働者がこのスキームに持ち込むことは可能だということですね。

結局、解決の方向として今示されたのは、判例法理を示していることになって、そうすると、それに両者が合意しなければ結局裁判ということになっていくわけですね。私、こういう処理システムをつくることは緊急課題だと思います。基本にどんとやっぱ実法が備わっていると。例えば、勝手に首切っちゃいかぬとか勝手に不当な扱いをしちゃうかぬという、解決のための実法を確立することがやはり一番重要なことなんじゃないか。

我々は、解雇規制法であるとか労働契約法の制定あるいはパート労働法の実効ある改定を求めてまいりました。特に大企業の職場では今やりたい放題のリストラが、こういう実法がないためにやりたい放題にやられていんじゃないだろうかと思っております。救済制度の確立というのは確かに大事なことですが、やはりどんな実法を据えて、それに基づいて判断していけば処理にも時間がからないわけですし、やっぱこのことが紛争解決の最短の道ではないかと、そのように考えるんですけれども、大臣、いかがですか。

○国務大臣(坂口力君) 確かにいろいろの問題が起こってまいりますのはそれなりの理由があるわけでありまして、できればそれを未然に防止することができれば、それにこしたことはないというふうに私も思います。

未然に防止をいたしますときに、多様化しましたいろいろな案件を一つの法律でくくってすることができのかどうかは、それはわからないとい

うふうに思いますし、そこはちょっと私は難しいのではないかとこのように思いますが、しかし大きな企業において、しかも非常に基本的なところで多くの労働者の労働権を侵すような、そういうことがもし法律の不備によって多く起こってくるということであるならば、それは法律の見直しということ、あるいは新しい法律の検討と申しますか、そうしたこともそれは当然やらなければならぬいんだらうというふうに思います。

○小池晃君 私、そういう法律が今こそ本当に求められていると思うんです。

きのう、住友ミセスの裁判の判決が出ました。これも既婚女性に対して一律に低く査定をした。ミセスでどが悪いねんというところで裁判を起こして、昇格差別を認めて、差別賃金の支払いを認めさせたわけですね。この経過を見ると、九二年に調停を求めている。九四年にも婦人少年室に調停を求めている。しかしずっと解消に至らずに結局十年かかっているんです。やはり、私はこういう実法、賃金や昇格、配属、あらゆる不利益な取り扱いは禁止する実法というものをつくっていくことがこういう問題を解決していく最短の最善の道であるということをお主張したいというふうに思っています。

その上でさらに、この解決をしていく組織の問題なんです。まず紛争調整委員会の任命、これは基準はどうなるんでしょうか。公平な人選が担保されるんでしょうか。

○政府参考人(坂本哲也君) 紛争調整委員会の委員でございまして、産業界の実情に通じて、法令ですとか判例ですとか、あるいはまた企業の人事労務管理についての専門的な知識を有しておられる方がふさわしいというふうに考えておりまして、具体的には、弁護士などの法曹関係者ですとか社会保険労務士ですとか学者ですとか、あるいは人事労務管理の実務に携わった経験を有しておられる方、こういった方を任命してまいりたいというふうに思っております。

今般のこの個別労使紛争解決制度が、簡易、迅速

速そしてまた適正な紛争解決に向けてその機能を十分に発揮していくためには、あつせん委員を初めとして制度を運用する人材にかかっているわけでございます。こういった観点から、委員の任命に際しましては、労使双方から信頼が得られるような公正中立の立場に立つてあつせんを行うことができる方、こういった方を厳正に選任してまいりたいと思っております。

○小池晃君 さらに、法案では個別紛争を地労委でも扱うことができると。中労委、地労委は公労使の三者構成であります。それはなぜかというのと、各個別事案に対して、当然労使双方の主張の違いから紛争が起こるわけですから、できる限り公正公平な審議でその是非を判断すると。

その労働者委員の選任をめぐる問題について聞きたいんですが、労働者委員の選任、選出はどのような基準で現在行われているんでしょうか。

○政府参考人(坂本哲也君) 中央労働委員会の労働者委員につきましては、内閣総理大臣が労働組合の推薦を受けた者の中から労働者一般の利益を代表するにふさわしい適格者を、いろいろな要素を、種々の要素を総合的に勘案して任命するということにいたしておるところでございます。

○小池晃君 そこでお聞きしたいんですが、現在の労働者委員のいわゆる系統別の構成について説明していただきたい。

○政府参考人(坂本哲也君) 現在と申しますか、この四月一日から中央労働委員会の労働者委員は十五名ということになっておりますけれども、いずれも連合系の労働組合から推薦のあった方が任命をされておるところでございます。

○小池晃君 これまで二十一期から二十六期までの数はどうなんでしょうか、系統別の数について。

○政府参考人(坂本哲也君) 第二十一期から第二十六期までの労働者委員でございまして、補欠の委員の選任も含めまして、これまで合計八十二名でございまして、結果としましてはいずれも連合系の労働組合から推薦のあった方が

任命をされておるところでございます。

○小池晃君 第八十八回ILO総会の覚書ですが、ここではILO代表、代表顧問の選任について、その基準を何と言っているのでしょうか。

○政府参考人(坂本哲也君) 昨年の第八十八回のILO総会の覚書、これは全文はかなり長いものでございますけれども、この代表の選任についての基本的な考え方を述べているくだりを御紹介いたしますと、各国の目標は、もちろん場合に応じた使用者及び労働者を最もよく代表するすべての団体との合意でなければならない。

(理事亀谷博昭君退席、委員長着席)

しかしながら、実現が極めて困難であり、理想としか言えない、こういった表現が盛り込まれておるところでございます。

○小池晃君 いや、そこもあるんじゃないですか、こう言っていますよね。「労働者階級を代表する労働者団体が数多く存在する特殊な国では、政府は、労働者の代表及び顧問を指名する際にこれらの団体のすべてを考慮に入れなければならない。この方法を取ることによってのみ、政府はその特殊な状態を考慮した上で、関係する労働者階級の見解を総会において代表することのできる人物を選ぶことができる」。そういう記載に間違いはないと思うんですが、これはILO代表の選任についての指摘でありますけれども、私は中労委の委員の選任においても同様の考え方があっていいのではないかと。

一九四九年の労働事務次官の五四号通牒では、地労委員の選考に当たって、系統別の組合数及び組合員数に比例させるとしております。九八年九月十八日の当時の甘利労働大臣の答弁でも、中央委員会、中央労働委員会のことだと思っておりますが、委員の任命に際してもこの五四号通牒、こういう考え方でやっていると思っております。

基本的な考え方としてこの五四号通牒の基準に沿った公平公正な任命を行うべきということとはよろしいですね。

○政府参考人(坂本哲也君) 御指摘の五四号通牒でございますけれども、これまでの国会答弁でも述べておりますように、労働者委員の任命の際に尊重すべきものであるというふうに考えております。

しかしながら、東京高裁判決でも示されておりますように、この五四号通牒はあくまでも行政の内部的な指針にとどまっております、任命に当たって内閣総理大臣の有する広範な裁量権を制限する性質のものとは言えない、したがって違法の問題は生じないというふうに判断をされているところでございます。

○小池晃君 その問題は後で議論したいと思っております。

この基準に沿って、この基準の考え方で任命していくものだという、基本的な考え方はそうだと思うんです。

ことし四月に中労委の労働者委員二名が追加任命されておりますけれども、この追加というのは特定独立行政法人の発足に伴う追加ということでしょうか。

○政府参考人(坂本哲也君) 今回の四月の増員でございますけれども、これは特定独立行政法人の創設に伴うものでございます。しかしながら、増員されました公労使各側二名の委員といえますのは、独立行政法人関係の紛争のみを扱うわけではなくて、法律上は既存の国営企業担当の四名の方と合わせて六名で国営企業と特定独立行政法人関係の紛争を扱うということになっておるところでございます。

○小池晃君 どういう仕事をやるのがよろしいかということをおっしゃっているんじゃないかと、この二名の追加というのは独立行政法人の発足に伴うものかということの確認できると思っています。

この二名が追加されて、その任命がことし四月に行われて十五名になりました。ところで、特定独立行政法人化した機関の労働組合の系統別組織状況はどうなっているのでしょうか。

○政府参考人(坂本哲也君) 私どもの方で問い合せましたところでは、連合系が全農林など約六千八百人、それから全労連系が全通産など約三千八百人、いずれの系統にも属さない方が一千三百人、そういうふうな承知をいたしております。

○小池晃君 さらに、二〇〇四年には国立病院の職員の方組である全医労が加わると。この組合員数は三万二千百名、これも全労連系ということになります。

今までも労働者委員の選任に当たっては、連合系以外にも立候補者はあったはずなんです。純中立とかマスコミ文化情報労組会議も加わった労働委員会民主化対策会議、これは百三十二万人擁しております。労働者委員の候補者も出ていたと聞いております。今回の二名の増員分でも、全労連系の委員候補が立候補して、先ほどその他千三百名と言われた職組からも推薦の組合が出ていたというふうな聞いております。しかしながら、今回も結果として増員分二人とも連合系だと。

これだけいわば組織数が拮抗しているということの中で、特定独立行政法人の増員分まで連合系で独占というのは私はちょっと合点がいかないんです。少なくとも一名は全労連系委員を選任しなければ、やっぱり選任の公平性に私は疑問を持たれても仕方ないんじゃないかというふうに思っています。いかがでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) 今、委員が御指摘をいただいております問題につきましては、中央労働委員会、労働委員会というのは、内閣総理大臣が労働組合の推薦を受けた者の中から労働者一般の利益を代表するにふさわしい適格者をいろいろな条件を総合的に勘案して任命するというふうになっております。これは御承知のとおりです。

今回増員されます二名の労働委員といえますのは、既存の四名の委員と合わせて六名のグループで、先ほど話がありましたように、これは国営企業及び特定独立行政法人を担当する人たちであるということをお聞きいたしているところでございまして、十三名おみえになります中で九名が民間で四名が国営と、こういうふうになっておるとは御承知のとおりでございます。

それから特定独立行政法人を担当するということがありますので、そこにお入りになっております労働者の皆さん方の人数で見ました場合に、連合系の方は二十六万人おみえになるわけでございまして、それから御指摘ありました全労連系の方は六千名おみえになるわけでございます。

委員が御指摘になりますように、今後その組合にお入りになっております人数等がこれから変化をしていく、そしてこれから組み合せがどう変わっていくかという今後の変化によりまして、当然のことながらそのことは今後の問題の選定に加味されるものと私は思います。

○小池晃君 基本的な考え方を立法当時から見ると、労働組合法に基づいて労働委員会制度をつくられたときに、芦田均国務大臣がこう言っているんですね。大体、組合加入の員数などを参考にしていくというふうなことをするほかに仕方がない。この趣旨に沿って五四号通牒が出された。その後の国会答弁を見ても、やはりこれに基づいてやっている。

先ほど裁量権と言われたけれども、やはりこの間一貫して連合系で独占してきたということは、この立法の精神から見ても、あるいはみずから定めて運用してきたこの通牒の基準にも反するもので、裁量権と言ったけれども、裁量権の乱用ではないかというふうな思っているわけですね。地労委においても、例えば長野県では田中康夫知事が、五名とも連合でいいのか疑問を持っています、選任方法について根源的な見直しをすべき疑問を持っているというふうな表明をしております。

今、答弁で、独法と国営企業八名合わせて、案分なんだというふうにおっしゃいましたけれども、でも今後その数の推移によっては検討し直すという御答弁もございました。ぜひこれは公平公正な任命を行うよう、やはりそういう疑問を持た

れないような取り組みを進めていただきたいというのを申し上げたいと思います。

さらに、紛争調整委員会の運営の評価の問題ですが、ここは新しくできる地方労働審議会が行うわけであり、この審議会の構成についても、私、公平に行われることが必要だというふうに思いますが、この地方労働審議会の構成についても幅広く各系統の労働組合代表が入れるように配慮をしていくことを求めたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(坂本哲也君) この十月一日から地方労働審議会が新たに設置されるということですが、現在、都道府県労働局には地方労働基準審議会、それから地方家内労働審議会、この四つの審議会が設けられておりまして、これらの審議会を再編統合して設置をするということになるわけでございます。

現在設置をされております各審議会の委員は、公労使の三者の代表ということで構成をされているわけでございます。このうちの労働者委員につきましては、広く労働者一般の利益を代表するにふさわしい適格者を都道府県労働局長が任命するということになっているわけでございます。新たに設置される地方労働審議会の委員につきましてもこのような考え方で対応していくことにいたしております。

○小池晃君 私、ここにおいても公正な任命ができるようにすべきことを主張して、次の問題に移りたいというふうに思います。

九八年の夏に大阪の関西医大の附属病院で研修医になりたての二十六歳の青年、森大仁さんが過労死をされています。大阪労働基準監督署は、ことしの四月二十七日にこの大学と前学長らを労働基準法違反の疑いで書類送検しておりますけれども、この事案について説明していただきたい。○政府参考人(日比徹君) ただいまの事案でございますが、関西医科大学附属病院の耳鼻咽喉科で勤務していました臨床研修医が、平成十年八月十

五日の深夜に急性心筋梗塞で倒れ、翌十六日に死亡したというものでございまして、その死亡した臨床研修医の遺族から、労働時間割増し賃金、最低賃金など労働基準法及び最低賃金法違反があったとして、平成十二年四月二十一日に大阪労働基準監督署に対して告訴が行われたものでございます。現在、今御指摘のように、本年四月二十七日に大阪地方検察庁へ書類送検をいたしております。

○小池晃君 この森さん、三月に大学を卒業して、国家試験に合格をして、五月から見学生になった。無給です、この期間は一月間。一日十五時間、週七日間、こういう契約になっている。六月からは研修医になった。

資料をお配りしておりますけれども、資料の一枚目に六月からの労働時間、これは御両親が提訴のときに提出した資料であります。ほとんど毎日、一日の労働時間十五時間以上、朝七時半に出勤をして、帰るのは十時、十一時と。宿直の翌日も通常勤務で深夜まで働くから四十時間連続勤務です。六月、七月で休みは一日だけです。一週間の労働時間、見ていただくようにほぼ百時間。最高百十四時間。法定労働時間は四十時間ですから、三倍近い超長時間労働であります。

こうした無理な労働の結果、八月に心筋梗塞で亡くなりました。きょうお父さんもお見えなんですけれども、陸上部に所属をされていて、身長百八十一センチ、体重八十キロ。大変体格がいい方で、本当に希望に燃えて医師の道を歩み出して、亡くなりました。私も同じ医師として……

これは森さんだけじゃないわけですね。関西医大の四十人の同級生がアンケートをやっています。平均勤務時間は週八十一時間。八五%は休憩時間は不足だそうなんです。

お父さんはこう言っているんですね。私は社会保険労務士として二十六年、お父さんは社会保険労務士なんです、二十六年間やってきた。企業の労働の指導をいたしてきたが、今の世の中、こんな劣悪な事業所があるとは想像もしておりませ

んでした。

お聞きしたいんですけれども、告訴があるまでこういう実態を調査する、監督するということができなかったんですか。

○政府参考人(日比徹君) 告訴の前に、実は御家族から平成十一年五月十一日に申告が行われておりますが、申告以前、この関西医科大学附属病院の研修医の問題につきまして指導等を行ったかどうかにつきましては、記録なり文書を見る限りにおいては実施いたしておりません。

○小池晃君 資料の二枚目を見ていただきたいんです。賃金はこれだけ働いて一月わずか六万円です。賃金はこれだけ働いて一月わずか六万円です。六月は加えて時間外割増し賃金七千五百円、こういう賃金なんです。

三枚目に時間外賃金の算定根拠が出ておりますが、これだけ法定時間外労働をしながら、割増し賃金はゼロです。

九八年当時の大阪府の最低賃金は幾らになっているか。例えば週四十時間、一日八時間で週五日、一月月二十一働いたとしたら、一月月の最低賃金は幾らになるでしょうか。

○政府参考人(日比徹君) 一九九八年八月で計算いたしますと、当時の最低賃金日額五千三百六十八円。したがって、今おっしゃられました条件で計算いたしますと、月額で十一万二千七百二十八円ということになります。

○小池晃君 月六万円という水準は、週四十時間労働だとしても最低賃金にはるかに及ばないわけですね。実際には百時間近い労働をやっている。明らかに最低賃金法違反であります。これは関西医大だけじゃないと思うんですね。もう全国の研修医というのはこういう状況に置かれている。特に私立医大の研修医はみんなそうです。

私、こういう過酷な実態に研修医の労働時間、賃金が置かれているということを厚生労働省として把握しているのかどうか、お聞きしたいと思っております。

○政府参考人(伊藤雅治君) 研修医の労働時間等の実態の把握につきましては、体系的に行ってい

るわけではございませんが、平成六年度に研修医の勤務状況等に関する厚生科学研究を行ったところでございます。

この結果によりますと、研修病院での一週間当たりの日勤は五・五から六日程度、一月月当たりの日直及び宿直は合わせて五ないし六回程度となっております。また、月収は平均二十一万七千円となっておりますが、御指摘のようにこれは病院間で非常に格差がございまして、特に私立の医科大学におきましては、現時点におきまして五万円から六万円という大学病院がかなりあるのが実態でございます。

○小池晃君 全日本医学生自治会連合、医学連が行ったアンケートによりますと、全国三十二大学、研修医四百人、指導医六百八十八人が回答しておりますが、忙し過ぎて休養がとれないということも国立大学で三四%、私立医大で五五%の研修医が訴えている。改善すべき点としては、業務の緩和と休養保障、これは四割を占めております。

一方、研修医の研修先からの給与は、私立大学では今お話があったように月十万円未満が七四%、六五%の研修医が生活しているだけの経済保障を求めています。非常にささやかな私生活だと思っております。しかも、これは二〇〇四年から臨床研修が必修化されるわけでありまして。

こういう実態で、特に今の私立医大の労働条件、労働実態を見て、こういう実態で私は研修に専念なんてとても無理だと思う。これは、指導体制の充実ももちろん重要ですが、日本の医療の将来にとってもこれは緊急課題だと、緊急に私は改善すべき問題ではないかと思うんですが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) この研修医の問題というのは本当に、私も経験がございまして、非常に厳しい状況であることをよく存じております。私どものように昔のときには、これは医師国家試験を受ける前にいわゆるインターン制度として存在いたしましたために無給でございましたし、そして

その間を研修することということでございましたが、それではやはり研修医としての立場は守れない、やはり何ら資格もないし、そして財政的な問題も何もないということではやっていけないというので、改善がされたわけでございます。

しかし、改善されたとはいいますが、今の、今お話がありましたような内容でございまして、研修医制度というものがやはりもっと大事だと、もっと充実をさせなければならぬということが言われております一方におきまして、財政的には現在のような状況でありますことを大変残念に思います。

したがって、今回、この森さん、本当にもうお気の毒と申しますか、立派な体格の方であつたにもかかわらず、そうした御病気で亡くなりになったということを私も本当に残念に思いますし、御冥福をお祈り申し上げたいというふうに思いますが、この森さんの死をやはり無にしないようにしていかねばならないというふうに私も考える一人でありまして、今検討会をつくっていただいておりますが、そしてそこで、病院は今まで何か時間外労働をするのは当然だというふういう雰囲気になっていたわけでございまして、病院といえども、そこで働く人たちが人間らしい労働ができるようにやはりしていかねばならない。

そのために、やはり研修医の先生方も生活ができて得るそういう体制にしなければならぬというふうに思います。もしそれができないということになると、その先生方、今のような状況でありますと、またアルバイトにいろいろなところに行っていたら、さらにまた体を傷めていただかなければならないということに結びついてまいりますので、そこは十分に考えていかなければならないと思っております。

○小池晃君 本当に日本の医療の将来を支える人をどう育てるかという話であります。七百億から一千億あれば二年間の研修の研修医の分の賃金を保障できるという話もあります。やはりこれは思

い切つて必修化に当たつて措置をとっていくべきだと。

まず、改善するための取り組みの第一歩として、私、この研修医の長時間労働や低賃金の実態を厚生労働省として直ちに全国的に点検調査すべきではないかというふうに考えるんですが、まず医政局にお伺いしたいと思います。

○政府参考人(伊藤雅治君) 今、大臣から御答弁がございましたように、平成十六年から医師の臨床研修については必修化されることになっております。私も、今検討会をつくりまして、この実態把握を行いつつ関係審議会等の御意見をお聞きした上で、研修医の給与水準のあり方、研修病院における研修医の適正な受け入れ数などを詰めまして、そして関係省庁とも連携をしながら平成十六年に向けて万全を期していきたいと考えているところでございます。

○小池晃君 労働行政という観点から基準局にお伺いしたいんですが、全国的に研修医の過酷な労働実態について点検をする、法違反については改善指導するということを私はすべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(日比徹君) 研修の問題でございまして、まずこの場合には研修医でございすけれども、世の中に研修生という形でいろいろな類型ございまして、大きく分けると、雇用関係に入つて業務に必要な知識、技能等を習得するための研修もございまして、雇用関係との関係ではなく、一定の技能なり技術なりを習得あるいは練度を増すための研修というふうなこともあるわけでございまして。

この研修医の場合、どう見るかでございますが、本来は技術、技能を習得するあるいは練度を増すというふうなことで行われているものでございまして、関西医大の御指摘のケースのように、具体的にこれを見た場合、労働基準法上の労働者であるというケースがあるのは事実でございまして。

題、これがあるということになれば、今般のケースと同様にきちんとした処理をやつてまいりたいと思ひますし、またその過程では医政局とも十分な連携をとらせていただきたいと思いますのであります。

○小池晃君 研修医が労働者かどうかという問題がありましてけれども、どういふ実態がある場合に労働者というふうになるんでしょうか。

○政府参考人(日比徹君) これは個別具体的な状況の判断でございまして、幾つかのポイントといひますか、そういうようなことを申し上げます、余り長くなつても恐縮です。

例えば、具体的な仕事自体の依頼なり業務に従事することについての指示などに対して諸否の自由の有無があるかないか、あるいは業務の内容、遂行方法についての指揮命令、これは具体的にどの程度の指揮命令があるのかどうかとか、あるいは時間的、場所的な拘束の問題等々の事情を勘案しまして個別具体的に判断するというところでやっております。

○小池晃君 最終的には個別具体的にということでありまして、今の基準で言えばもうほとんどの研修医というのは私は労働者だと。

大体、大病院で教授がみないなくなつても全然支障ないと思ひますけれども、研修医が全員いなくなつたら直ちにその病院は機能を停止すると思ひます。それだけ医療の中心を支えていると。研修医の働きなくては病院は成り立たないというところで言へば、今の基準に照らしても、私は労働者であることは明らかであると思ひます。やはりこの長時間・低賃金に置かれていた実態をこのまま放置すれば、森さんのようなケースが新たに生まれないとも限らない、これは患者にとつても日本医療の将来にとつても重大な問題だということに思ひます。

これは直ちに全国的に点検を行つて、やはり必要な指導、法違反を改善指導していくということをするべきではないかと思うんですが、改めて大臣にそういう方向で御努力願ひたいということを申

し上げたいんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) これは今検討会が既に始まつておりますし、その中でそうしたことも含まれていふうに聞いておりますし、これは必ず実行していきたいというふうに思ひます。

そして、この研修医の問題もそうでございますが、大病院のあり方そのもの、やっぱりその中で、研修医の皆さん方だけではなくて、そのほか働いておみえになります医師の皆さん方も含めてございまして、もう時間外労働をすることが何か日常茶飯事になっている、日付が変わらないと帰れないという人がたくさんいる、そういう状況がずっと続いているところがあるわけであります。

上の教授や助教授が帰らなければ下の人たちが帰れないというふうなこともございまして、そうした状況が続いたりもいたしておりますので、そうした附属病院等のあり方全体もやはりこの際に見直していく必要があるのではないかとこのように思ひますが、これはしかし文部省の範囲でございまして、私が余分なことを申し上げるのは大変失礼でございすけれども、私の感想でございす。

○小池晃君 私立医大の大病院については厚生省管轄ですから、もう大いにやっていたきたいと思ひます。

最後に、残る時間で、六月二十六日に閣議決定されたいわゆる骨太方針、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」の問題、ちょっと幾つかお伺ひしたい。

この中で、社会保障個人会計の構築がうたわれております。私、この個人会計というのを導入されると加入者の間の損得得たという論議が先鋭化するんじゃないだろうか。そもそも社会保険というのは個人のリスクを社会で支える制度だということであつて、その理念から照らしても大変問題が大きいのではないかと。それから、例えば医療や介護という点で見ると、これは給付と負担のレベルが個人レベルで見合うような形になるもの

じゃないわけですね、そもその制度からいって。これを個人単位で例えば月別に示すなんというの、私は実務的にも不可能だと思う。

この個人会計というのは大変問題が大きいんじゃないかというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(石本宏昭君) 社会保障は、国民が生活する上でさまざまな困難な事態に直面したときに、相互扶助と社会連帯の考え方に立ちまして社会全体で支え合うという仕組みでございます。したがって、国民に社会保障の給付あるいは負担をわかりやすく情報提供していく、または制度に対して理解を深めていくということは大変重要な問題だと認識しております。

今般の諮問会議で御提言のございました社会保障個人会計(仮称)につきましても、このような情報提供の一つの具体的な方策という観点で検討すべきという趣旨で私も理解しております。御指摘の損得論を助長するおそれがないかなどの点に十分配慮しながら検討していきたいと思っております。

また、医療や介護などいわゆる短期保険につきましても、給付と負担を並べて比較することが適当かどうか、あるいは実務面で定期的に示すこととコストとのバランスといったような課題がございまして、この点十分配慮していかなければならないと思っております。一方で、医療や介護保険につきましても、保険料の状況とあわせて給付の内容につきましても国民にわかりやすく説明していくということはまた重要な問題でございまして、いずれにしましても、今後総合的に検討していきたいというふうに考えております。

○小池晃君 さらにプライバシーの問題もあるわけですから、社会保障番号制度を言われていますけれども、問題が多過ぎるんじゃないかというふうに思います。

それから、株式会社方式による経営の見直しということもたわれておりますけれども、そもそも人の命を預かる医療に営利性というのはなじま

ないのではないかと。私は、株式会社による運営を認められているアメリカでも、株式会社による参入というのはマイナスが大きいというふうに言われているんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○政府参考人(伊藤雅治君) 世界的に見まして、株式会社による病院経営が広く行われている米国の事例というのはかなり例外的な状況だというふうに私どもとしては理解しております。そこで、株式会社への参入を認めております米国の事例につきましては、マイナス面を指摘する評価もあり、利益率の高い医療への過度の集中などの問題点も指摘されていると承知をしているわけでござい

ます。

○小池晃君 最後に大臣にお伺いしたいんですけれども、老人医療費の伸びの抑制という問題であります。

今度の骨太方針では、「伸びを抑制するための新たな枠組みを構築する。」というふうに言われている。この中身は一体どういうものなのか。一部、当初総枠制ということも言われて、私も予算委員会での問題を大臣にただしまして、必要な医療の積み上げではなくて、あらかじめ上限を設定して、それを超えたら保険診療の対象としないようなやり方、これはやはり医療の特性を無視したようなやり方ではないかというふうに考えている。暴論ではないかというふうに申し上げたんですが、その辺について、この「伸びを抑制するための新たな枠組み」というのはどのようなものを想定しているのか、お聞きしたいと思う。

○国務大臣(坂口力君) 厚生労働大臣としての意見というのは意見として十分実を申し上げているわけでございます。

それは、いずれにいたしましても、これから高齢者の人口というのはどんどんふえていくわけでありまして、高齢者医療の割合というものがふえることは、これは間違いないわけでございます。人口増があるにもかかわらずその分野を減らせと言われましても、それは減らすわけにはまい

りません。ただ、いろいろなところで医療の中にむだがあつてそしてふえていく部分につきまして、これは極力制限するように我々も努力をいたします。しかし、人口増によるところを減らせと言われましても、減らすことはできません。

そして、経済の動向、いわゆる経済の成長の動向と大きな開きのないようにということを言われるわけでありまして、これも高齢者がふえることによってふえる分はこれはやむを得ません。それまで減らせと言われてもそれは減らすわけにはまいりませんので、むしろ経済の動向を人口の変化に合わせてもらう以外にありません。こう私は申し上げているわけでござい

ます。

したがって、この医療費の増加につきましては新しい枠組みというのはまだ何も決まっていますまいので、これから決めていくわけでござい

ますが、そうした高齢者の増加というものを念頭に置きながらやはりこれは決めていかざるを得ないというふうに私は思っております。

○小池晃君 枠組みの問題についてですけれども、要するに、そういう高齢者の増加分は見るんだと。上限をあらかじめ設定してそれを超えたら保険で見ないというふうなそういう考え方は、私は医療の特性を無視した暴論だと思ひますし、あるいは今一部で出ております老人の診療報酬の一点単価を下げるという話も浮かんているようでありま

すけれども、これもやはり老人医療の現場を荒廃させると。

高齢者一人当たりの医療費というのは事実上年々低下しているわけでありまして、今本当に必要なのは、保健予防活動を高めてやはり健康な高齢者をふやしていくことだ。同時に、むだを削るのであれば、薬剤費とかあるいは医療機器、そういう面にメスを入れる。安全性や有効性を確認した上で検証した上で、例えばジェネリック薬品の普及を図るというふうなことを大いにやっていく。ほかにやるべきことはいっぱいあるんだということを申し上げて、質問を終わりにします。

○委員長(中島眞人君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、山本保君が委員を辞任され、その補欠として大森礼子君が選任されました。

午前の質疑はこの程度とし、午後一時二十分まで休憩いたします。

午後零時十四分休憩

午後一時二十二分開会

○委員長(中島眞人君) ただいまから厚生労働委員会を再開いたします。

この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、朝日俊弘君が委員を辞任され、その補欠として堀利和君が選任されました。

○委員長(中島眞人君) 休憩前に引き続き、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大脇雅子君 個別紛争の内容と従来の解決等についてお尋ねをします。

これまで、主に個別企業の労働組合、地域ユニオンあるいはネットワーク等が労働者の就業における労働条件内容やセクハラ、人間関係の個別相談等に当たってまいりました。そして、企業との解決交渉や行政、司法への訴え等に助力したわけでありま

す。相談内容によっては、労働基準監督署、ハローワーク等、東京都労政事務所、神奈川県労働センターなど、各都道府県に置かれている労政担当部局に相談することも多くあり、現在、それが増加しています。これまで相談が労働省にございました件数や内容、そしてそれにはどのような特徴があり、とりわけ行政における対応はどのような状況にあるのか、お尋ねします。

○政府参考人(坂本哲也君) 私どもで実施をいたしました調査に労使コミュニケーション調査というのがございますけれども、この調査によりま

と、企業内におきまして労働組合を通して不平不満を述べたことがある労働者、この割合が大体約一六%ほどございます。全体を数であらわすことはなかなか難しいんですけれども、組合員数から換算しますと相当数に上るのではないかと考えております。また、個別企業の労働組合ですとかあるいは地域ユニオン、こういったところで受け付けている相談件数につきましても、全数の正確な把握はできておりませんけれども、相当数に上るといふうに聞いておるところでございます。

行政における対応でございますけれども、全国の労働基準監督署に寄せられます相談件数、これは推計で年間約百万件ほどに上っておりますけれども、これらの中には制度の内容の問い合わせなどに関するものも含まれておるわけでございまして、このうち労働条件に関する個別労働関係紛争についての相談件数ということになりますと、平成十二年度では大体四万八千件程度ということでございまして、これは年々増加傾向にあるわけでございます。

そして、相談の内容でございますけれども、やっぱり解雇をめぐる問題が一番多くて約五〇%くらいになっております。続きましては、労働条件の引き下げに関する問題、これが二〇%程度。それからさらに、出向とか配置転換をめぐる問題、これが約一〇%といったような状況になっておるところでございます。

また、お話がございましたように、都道府県の労政主管事務所、ここへの相談につきましても、あらゆる分野の相談を取り扱っているわけでございまして、制度の内容の問い合わせなども含めまして、私どもも把握している限りでは、平成十一年度で全国合計で約十二万二千件ということになってございまして、ここ数年十万件を超えているという状況でございます。

○大脇雅子君 労働基準監督署においては、現下の深刻な不況や雇用情勢を背景にして、解雇や労働条件の引き下げ等相談が増加しているということですが、紛争解決の援助制度はこれまでどのよ

うに機能してきたと思われませんか。また、その援助制度と申告との関係はどのように現場では取り扱われているのですか。

○政府参考人(坂本哲也君) 労働条件に関する紛争で、労働基準法等の関係法令違反が認められなければいかなる具体的な処置を求められたいというものは、平成十二年の四月から九月までの半年で見ますと二万三千三百八十一件ということになってございまして、この紛争解決援助制度が平成十年十月に設けられまして以来ずっと増加を続けておるわけでございます。ちなみに、その前の半年、平成十一年の十月から平成十二年の三月までの半年間は一万六千件余りでございまして、四二%の増加ということになっておるわけでございまして。このうち、何らかの指導等を行って解決に至った事案、これは私どもも把握しているだけで三千件余りということになっております。

こういうことで、労働基準法に基づきます現行の紛争解決援助制度は、労働条件に関する紛争の解決に当たりまして一定の成果を上げておるものというふうにご認識をいたしております。

なお、労働基準法関係法令違反に係りますいわゆる申告事案でございますが、これは、この法律案の紛争解決援助制度の対象として扱うのではなくて、労働基準監督署における監督指導によってその是正を図る、それを通じて解決を図っていくということになるものと理解をいたしております。

○大脇雅子君 今回の法案のスキームでは、企業内制度による自主的紛争解決というのが前提となっており、努力義務として規定されておりますが、実際、企業内における自主的解決への取り組みの実情というのはどんなものであると把握しておられるのでしょうか。そして、その自主的解決が不調に終わった場合、あるいはそもそも企業内の自主的解決制度への不信があつて外部の相談体制に駆け込んでいる労働者の実情はどのように把握しておられるのでしょうか。

○政府参考人(坂本哲也君) 先ほども引用いたしましたけれども、労使コミュニケーション調査、平成十一年に実施をいたしましたこの調査によつて見ますと、企業内に苦情処理機関が設置をされております事業場は全体の二五・二%ということになっております。

そして、この調査によりまして、不平や不満を述べたことのある労働者のうち四分の三、七五・二%がその述べた相手方といひますのは直接上司へ述べたということになってございまして、我が国におきましては、現状では、苦情処理機関よりはむしろ上司ですとかあるいは人事担当者、そういったところが相談を受けることによって苦情の処理が図られておる、これが一般的な姿ではないかというふうにご考えております。

また、この労使コミュニケーション調査によりまして、苦情処理機関がある事業場での解決状況について見ますと、話を聞いて納得したものが多いうというふうにご認識している事業場と、それから実際に救済、解決に至ったものが多いというふうになっておられます事業場が合わせて約八五%となっておりますけれども、不調に終わった場合ですとか、あるいは企業内の解決制度に不信等がある場合には、それぞれの事案に応じて、地域の労働組合ですとか、あるいは監督署ですとかあるいは都道府県の労政事務所、こういった行政機関に相談が持ち込まれておるのではないかとこのように考えておるところでございます。

○大脇雅子君 この法案によりまして、「努めなければならぬ」というふうにご書いてあるわけですが、これは前置主義ではありませんよね。こちらの労働省の個別労働関係紛争の解決のスキームにみる前置主義ということではないと思うわけですが、この努力義務についてはガイドラインなどを設けられるのでしょうか。それとも、その他のような取り組みがなされようとしているのでしょうか。

○政府参考人(坂本哲也君) 労使により自主的な解決、この段階で解決が図られれば最も望ま

しいわけでございますので、そういった自主的解決を促進するための支援策をいたしましては、各都道府県の労働局におきまして紛争自主解決支援セミナーといったようなものを開催をしたり、あるいは紛争解決の事例集といったようなものをつくったり、またパンフレットにまとめる、それを各方面に提供するというような形で、必要な支援を行ってまいりたいと思っております。

○大脇雅子君 労働者側から個別紛争について相談があった場合に、各都道府県の地方労働局というのにはどのようにその解決に資するために取り組むのか、具体的にどうでしょうか。

○政府参考人(坂本哲也君) 個別労働関係紛争についての労働者の相談でございますけれども、これは全国で二百五十カ所ほど総合労働相談コーナーを設置することにしたところでございまして、そういった相談コーナーで受け付けておまして、相談内容に応じまして関係法令ですとか判例ですとかあるいは紛争解決の事例、そういった情報や資料を提供する、あるいは総合労働相談員による相談を行うといったようなことになっておるわけでございます。

そしてまた、都道府県労働局長による紛争解決のための援助を労働者が希望をするという場合には、必要に応じて労働局長の助言、指導が行われるわけでございまして、このような相談、あるいはまた助言、指導、これによりまして紛争の相当程度は解決が図られていくのではないかとこのように考えております。

○大脇雅子君 今回の個別紛争解決スキームが実効性を持つためには、あつせん制度というものがただ有効に機能するにかかっていると思われれます。改正前の雇用機会均等法における調停制度の開始の経験に学びますと、一方からの申請があつて、とりわけ労働者側の申請については、使用者の参加がなければ多くの場合申請した労働者の立場が非常に危惧されるわけです。この実効性を確保するためにどのような手だてを考慮しておられるのか、お尋ねします。

○副大臣(南野知恵子君) 本法案のあっせん制度といふのは、一方からの申請によりまして利用することが可能であると。それは先生も今お話しになりましたとおりでございますが、両当事者の話し合いによる自主的な解決というものを基本としておりますために、相手方がどうしてもあっせんに乗れないというようなときには、また解決を望まない場合には、あっせんを続けること、これは無理であるということは当然のことだと、続けられないということであろうかと思っております。

ただし、都道府県労働局長などによります相談や助言、指導の過程におきましては、あっせん制度の趣旨、また効果を説明することにより当事者の双方が制度を利用しやすくなるような環境をつくっていくかなければならないのではないかと、そのように思っております。

○大脇雅子君 雇用機会均等法の改正以前の両当事者の合意というので調停制度の問題点として指摘されていたものは、使用者側の拒否、不同意によって調停が開始されないケースが半分、そしてせっかく女性労働者が調停申請をしても、婦人少年室の調停開始にかかわって調停を開始する必要がないと判断した場合が半数あるいはそれ以上という実態がありまして、そもそも制度が動き出さないという問題点がありました。

今回の法案におきまして、「双方又は一方からあっせんの申請があった場合において当該個別労働関係紛争の解決のために必要があると認めるときは、紛争調整委員会にあっせんを行わせるものとする。」というので、この権限は都道府県の労働局長ということになっているわけですが、今回のあっせん手続においても同様の事態が生じるという懸念が払拭できないのですが、この点はどういうように考えておられますか。

○政府参考人(坂本哲也君) 労働局長に対してあっせんの申請が行われた場合の取り扱いでございますけれども、これは、例えばその事案が裁判所で係争中であるとかいった、要するに他の紛争

解決制度で処理が行われている紛争ですとか、あるいはその当事者が不当な目的で申請を行っていることが明らかかな紛争といったような、明らかにあっせんに付することが適当でない事案を除きまして、原則としてあっせんに付するというようにいたしておるところでございます。

また、相談とか助言、指導の過程で、このあっせん制度の趣旨ですとか効果、こういったものをわかりやすく説明することによりまして、当事者双方が制度を利用しやすくなるような、そういった環境づくりに努めてまいりたいと思っております。

○大脇雅子君 原則としてあっせんに付するという今の対応というものは、現場にぜひ徹底していただきたいと思っております。

あっせんが開始された場合にどのようにあっせんを進めるのか、例えばあっせん案の作成、提示はどのようにするのか、またあっせん不調の場合にはどのように判断をするのか、またあっせんの打ち切りというものについて、これは十分検討を要すると思うのですが、その対応についてはどうか、お尋ねをいたします。

○政府参考人(坂本哲也君) あっせんの具体的な進め方でございますが、あっせんはその事件ごと

に紛争調整委員会の会長から三人のあっせん委員が指名される、そしてその三人のあっせん委員で行うことになるわけでございます。

あっせん案の作成ですとかあっせん案の提示、それからまた、あっせん不調や打ち切りの判断というものにつきましては、その三人のあっせん委員の全員一致によって決定をするということになるわけでございます。また、あっせんの打ち切りの通知等につきましては、三人のあっせん委員の名前で行われることになるわけでございます。

うような形で柔軟に進めることも考えておるところでございます。

また、あっせんの打ち切りのケースでございますけれども、幾つかございますけれども、まず一つ目に当事者が手続に参加する意思がないとき、それから二つ目にはあっせん案が受諾されなかったとき、それから三つ目には当事者があっせんの打ち切りを申し出たとき、それから四つ目にはあっせん手続の進行に関して当事者間で意見が一致しないため手続の進行に支障があると認めるとき、こういったときに三人のあっせん委員の決定によって手続を打ち切るということになろうかと思

います。

○大脇雅子君 あっせん案の作成、提示は、法案によりますとあっせん委員の全員一致をもって行うということになって、これ、あっせん案の作成が全員一致できない場合には、これは作成、提示ができないという場合には一体どうするんでしょうか。あっせん案を両当事者みんな待ち望んでいるときに、全員の一致というものができないというときの対応について、これはどうしたらいいんですか、どうなさるんでしょうか。

○政府参考人(坂本哲也君) 担当である三名のあっせん委員の間で十分話し合っていたら、実情に即したあっせん案の取りまとめに御努力をいただくということを期待いたしておるところでございます。

○大脇雅子君 十四条で、あっせん委員は、必要があるときと認めるときは、「管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。」これはどういうときに主として使われるんでしょうか。そういうあっせん委員のあっせん案が提示できないときなんかはこの十四条を弾力的に使うということが考えられるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○政府参考人(坂本哲也君) 十四条の趣旨でございますけれども、これはあっせん委員があっせん

を行うに当たりまして、いろいろその地域における雇用の状況ですとかそういった状況を十分踏まえる必要があるといったような場合に、あるいは労使双方から申し立てがあった場合に、そういった団体の方の御意見もお伺いしてやるということとでこういう規定を設けているわけでございます。先ほどのあっせん案の取りまとめに際しまして、そういった取り組みとか、そういう意見の聴取があっせん案の取りまとめに非常に効果的であるといったような場合につきましては、そういった手法も用いることができようかと思っております。

○大脇雅子君 あっせん案が打ち切りになったからといって、あっせんを申請した労働者にとっ

ては紛争が解決したわけではありませ

る、あっせんを申請したわけではありませ

る、あっせんを申請したわけではありませ

る、あっせんを申請したわけではありませ

のことが使用者側に連絡をしなきゃならないわけ
です。こういうことであつせん案が出ております
ということを書きなさんせんが、その言わ
なければならぬときには不当な取り扱い、不利益
な取り扱いというのは、これは一切あつてはなら
ないことだということを明確にそのときに申し上げ
るということが大事かというふうに思つており
ます。

もし仮に事業主が不利益な取り扱いをするよう
な事実がありました場合には、そういったことを
一切行わないように、より厳しくまた指導しなけ
ればならないというふうに思つております。

○大脇雅子君 総合労働相談員の採用に当たりま
しては公平公正の立場から選任し、総合労働相談
の運営においては客観的評価を行うために地方労
働審議会等の意見を求める等の適切な対処をする
というふうに衆議院では答弁がされております
が、労使関係や雇用労働事情に通じた専門的公平
公正な適任者を幅広く求めるということがこの
労働相談制度の実効ある運営に資するものと考え
ますが、今後どのようにしていくのかお尋ねしま
す。

○副大臣(南野知恵子君) 労働相談員の方々につ
きましては、社会的信望があり、かつ労働関係法
令または労働問題に係る動向などに関する幅広い
知識、さらに労使関係の実務に係る深い経験、
そういった者がふさわしいというふうに思つてお
りますが、委嘱させていただくに当たりまして
は、労使双方からの信頼を得られるというよう
な、公平公正な立場に立つて御相談を行える者を
選任したいと、このように思つております。ま
た、社会保険労務士の方または労使関係の実務処
理に携わつてこられた方など、幅広い分野からも
このような条件に合致する適任者を選任して積極
的に委嘱していきたいというふうに思つておりま
す。

何しろ人と人が相手でございますので、知識ま
たは実務、さらに心を添えながら、人間性という
ものの適正が図られるものと考えております。

○大脇雅子君 衆議院の附帯決議では、紛争調整
委員会が均等法に基づく調停を行う場合について
は、現行の機会均等調停委員会の設置の趣旨や目
的等を十分に尊重した上でその扱いを明確にした
運営が求められております。これについて大臣の
お考えを伺いたしたいと思います。さらに、その扱い
を明確にした運営とは具体的にどのようなもので
しょうか。

○国務大臣(坂口力君) 衆議院におきまして附帯
決議がされたわけでございますが、その趣旨をこ
れはもう十分に尊重していきたいというふうに
思つておる次第でございます。

その中で、その扱いを明確にした運営というふ
うに書かれておるわけでございますが、これは省
令等におきまして、男女雇用機会均等法に基づく
調停のための会議というものを、きょう午前中に
も御答弁を申し上げましたけれども、機会均等調
停会議といつたような名称にすることを今検討し
ておるところでございます。そして明らかにして
いきたいというふうに思つております。

○大脇雅子君 紛争調整委員会の委員は、現行の
機会均等調停委員会の委員が原則として留任する
ことになるのでしょうか。あるいは、委員の増員
はどのような見通しなんでしょうか。あつせん
による紛争解決の実効性を確保するためには委員の
手当等、処遇がまた重要な意味を持つと思ひます
が、委員会の運営を補佐する事務局体制の充実も
あわせて大変重要だと考えます。大臣の御意見を
伺いたしたいと思います。

○国務大臣(坂口力君) 紛争調整委員会の委員と
いうのは、現在の機会均等調停委員会の委員がそ
のまま残留するわけではないというふうに思つて
おります。新たに選任を行うことになるというふ
うに思ひますが、男女雇用機会均等法の調停を担
当する委員につきましては、女性労働問題につ
きましての専門的知識を持った方を任命したいとい
うふうに思つております。

新設されます紛争調整委員会につきましては、
その対象とする紛争の取り扱い範囲が男女雇用機

会均等法の調停よりも拡大されることが考えられ
ますことから、大都市圏を中心に全国で委員を百
七十四名、現在百四十一名でございまして、三
十三名増員をすることとしたいというふうに思
つております。

また、この増員や取り扱い件数の拡大に伴いま
して必要となります委員手当につきましては、平
成十三年度予算で従来よりも大幅にふやした額を
確保してところでございます。

今後、この紛争調整委員会の事務局につきまし
ては、主要な都道府県労働局に労働紛争調整官を
配置するなど必要な体制の整備に努めてまいりた
いと思つております。

○大脇雅子君 時間ですので、終わります。
○西川きよし君 よろしくお願ひいたします。

短い時間ではございますが、早速参ります。
私の方からは、まず、紛争予防策についてお伺
いしたいと思つておるわけでございます。今回の法律に
よりまして個別紛争解決のシステムが整備される
ことは、働く方々への利益につながるものと評価
をいたします。

しかし、できる限りは対立紛争を未然に防ぐと
いう観点からの施策が大切ではないかなというふ
うに私は思つておるわけでございます。その一つとい
はしまして、経営者側にこの労働基準法の遵守を徹
底させることがまず必要ではないかなというふう
に思ひます。

この労働基準法の違反件数、違反内容はどう
いったような傾向にあるのか、そのあたりからま
ず御答弁をいただきたいと思います。

○政府参考人(日比徹君) お尋ねの労働基準法の
違反の状況でございますが、幾つかの数字がござ
います。まず、私どもが定期監督等を実施いた
しました結果としての違反の状況について申し上
げますと、平成十二年で定期監督等に入りました
事業場は十四万七千七百有餘ございますが、その
うちの五八・八％の事業場で何らかの違反がござ
いました。数量的に多いものを申し上げますと、
労働時間に関するものあるいは就業規則に関する

もの、こゝろ辺が多くなっておりまして、その他
では割増賃金のもので相当多いという傾向で
ございます。

なお、紛争の未然防止というようなことも絡
めて考えますと、申告、つまり労働側の方からの
申告に基づいて監督を実施し、その結果、違反が
あつた状況を申し上げますと、こちらの方が實際
のトラブルにつながつていようかと思ひますの
で、その状況を見ますと、平成十二年、何らかの
違反があつた事業場は一万九千五百有餘ござい
ますが、非常に多いものが賃金不払いでございま
す。賃金不払いの事例が一万二千四百八十一とい
うことで、かなりの量を占めております。続きま
して、解雇の問題が三千五百二十件というござい
まして、労働者からの申告に基づくものとい
たしましては賃金不払いが非常に多い。

それから、こゝ何年か全体に違反事例はふえて
おりますけれども、ふえているものの中でもやは
り賃金の問題あるいは解雇をめぐる問題、これが
非常にふえる傾向にございまして、ちなみに、極
めて悪質というところで送検をいたしておる事件で
見ましてはこゝ何年かふえておりますが、ふえた
分そのものがほとんど賃金不払いでふえておると
いうような状況にございます。

○西川きよし君 ありがとうございます。
今お伺ひいたしますと相当な件数あるわけだ
けれども、この遵守の徹底と申しましようか、よ
ろしくお願ひを申し上げますと思ひますし、監督
官の増員、監督取り締まり体制の整備、また違反
者に対する制裁の強化、こういった検討も必要で
はないかなというふうに思つておるわけですが、大
臣、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) どの法律でも同じでござ
いますけれども、守つていただけて初めて意味が
あるわけでございますが、しかし、なかなか守ら
れないこともあるわけでございます。そこに私
たちの悩みもあるわけでございます。
法律違反を減らしていきますためには、やはり

法律そのものをよく理解していただくということ
が大事でございますから、とりわけ中小企業の経営をなさっている皆さん等を対象としました法律の内容等の説明を十分にするとか、あるいはまた、わかりやすいパンフレットをつくって、そして皆さん方に御理解をしていただけるようにするとか、そうしたふだんからのやっばり努力が必要なんだろうというふうに思います。そうしたことを十分に言い、国会でいろいろ御審議いただいて法改正が行われたようなときには、わかりやすく、こういうところが変わったということもお知らせをして、そして、その上でももろもろの問題に対処していただくようにしなければならぬというふうに思っております。

しかる後に、なおかつそれでもそこで起こってまいりました問題につきましては、けさからいろいろお話がございますように、司法関係もございまして、地労委もございまして、我々の方の労働局もございまして、そうしたところで御相談をいただき、そして解決をしていただくということが順番として大事なことだというふうに思います。

○西川きよし君 ありがとうございます。
法案の第二条であります、紛争の自主的解決、三条では紛争の予防、自主的解決を促進していくことがうたわれているわけですが、こうした援助策については、具体的にはどのような施策をお考えでしょうか。

○政府参考人(坂本哲也君) 個別労働関係紛争の解決のためには、やはり当事者間の話し合いによって自主的に解決をするということが基本であるというふうなことを考えておりまして、このような自主的な話し合いのための企業内における相談窓口の整備ですとか、あるいは苦情処理機関の設置といったような自主的な取り組みを促進するための具体的な施策といたしまして、わかりやすい形でのパンフレットやリーフレットを作成して関係方面に理解を深めていただくというふうなことのほか、地域ごとにセミナーを開催するといったようなことで取り組んでまいりたいというふうに

思っております。

また、紛争の多くは、単に法令を知らないとか、あるいは判例をよく承知していなかった、また一部誤解に基づくものもあるわけでございますので、そういった意味では、適切な情報提供ですとかあるいは相談を行うといったようなことで紛争に発展することを未然に防止する、あるいは紛争が発生した場合でも早期に解決をすることができ、そういった事例が大変多いわけでございます。

このため、全国に二百五十カ所ほど総合労働相談コーナーを設置いたしまして、そこに総合労働相談員を全部で五百七十二名ほど配置をいたしまして、各種の情報提供ですとか相談を行うことにいたしておるところでございます。

○西川きよし君 ありがとうございます。
次に、地方労働委員会との関係についてお伺いしたいと思います。

現在までに、例えば福島県、愛知県、高知県、静岡県におきましては、地方労働委員会が個別労働関係の紛争処理を取り扱っているとお伺いしておりますが、こうした地方労働委員会による紛争処理はどのようにして行われているのか、また集団的労使紛争のときのように調停や仲裁なども行われているのか、そのあたりの実態について御答弁をいただきたいと思っております。

○政府参考人(坂本哲也君) ただいまお話しございましたように、地労委で具体的に取り組みを始めておりますのが、福島県と愛知県と高知県はことしの四月一日からでございます。それから静岡県はことしの五月一日からサービスを開始いたしておるわけでございますけれども、その四県の地方労働委員会におきましては、当事者が希望する場合に地方労働委員会においていわゆるあつせんを行っていると聞いております。調停とか仲裁をやっているというところはないようでございます。

労政事務所等におきまして労働相談を実施いたしまして、当事者間の問題を整理して双方の主張の要点を確かめて紛争が解決されるように努めておるといふふうに聞いております。
ちなみに、私もでも把握しております実績でございますけれども、ちよつと四月と五月の実績でございますけれども、福島県では労働相談が七件、今のところあつせん申請はないようでございます。静岡県は五月にあつせん申請が二件でございます。愛知県では労働相談が七件であつせん申請が二件、高知県では労働相談が二一件であつせん申請が二件と、こういった実情にございます。

○西川きよし君 今回の地方労働局に新しい仕組みとともに、民事調停あるいは労働委員会についても複線的システムのひとつと位置づけるといふことなど、どのような場合にどこに行けばよいのか、それぞれの機関がどのような役割を持っているのか、そういったことが正確に周知をされているのか、結局のところ二度手間になったり三度手間になったりというふうになるのではないかと。そうすると、かえって労働者の皆さん方には不利益になるのではないかなというふうに私も心配するわけですので、この点についてはいかがでございますでしょうか。

○副大臣(南野知恵子君) 先生の御懸念、本当にもっともだろうと思っております。
お申し出のありましたその複線的システム、これにおきましても、紛争当事者が紛争解決方法についてのみずからの希望に応じて適切な紛争解決制度を選択することができ、一方からの押しつけでなく、そういったところがやっぱり重要であるうかと思っております。

ていただき、複線的な紛争解決システムの実効性を高めてまいりたいと思っております。
先生の御不安を少しでもなくすために、皆様方の御審議をいただき可決されるならばこれが十月から展開されるということになるうかと思っておりますが、私自身も現場に赴きまして、やはりそのような現場がどのようになっているのか、展開を身をもって体験させていただきながら視察、または指導できれば指導してまいりたいと思っております。

○西川きよし君 どうぞよろしくお願いを申し上げます。
次に、不利益な取り扱いの禁止規定についてお伺いをいたしたいと思います。

今回のような処理システムが整備される中で、やはりそれぞれの労働者が自由に苦情を言うことができれば言うまでもなく制度としてすばらしい機能ということになるわけですが、法案の第四条の第三項では、「労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。」というふうなことでございます。この解雇以外のその他不利益な取扱いとはどういうことを指しているのか。また、違反をした事業主に対して罰則規定がないわけですが、事業主による不利益扱いを防止するための施策についてはどのようにお考えなのか、御答弁をいただきたいと思っております。

○政府参考人(坂本哲也君) 解雇その他の不利益な取扱いの内容でございますけれども、解雇以外には配置転換ですとかあるいは転勤ですとか、降格をしますとか減給処分をしますとか、昇給停止あるいは出勤停止ですとか、さらにまた雇用契約の更新を拒否するといったようなことが挙げられるわけでございます。

このような不利益な取扱いを防止していかねばならないわけでございます。そういった観点から、労働者の方から労働局長に紛争解決のための援助の求めがあった場合、都道府県労働局の方で事業主の方から事情を聞くことになるわけ

「ございますけれども、そういった際に、援助の求めがあったことを理由としてこういった不利益取り扱いをしてはならない」ということを十分に説明を申し上げると。そして、現実には事業主がこの規定に違反しているといったような事実が明らかにあった場合には、そういった行為を行わないように厳正な行政指導を行ってまいりたいと、こういうふうに考えております。

○西川きよし君 ありがとうございます。

次に、障害を持つ労働者への対応についてぜひお伺いをいたしたいと思います。

これまでも当委員会随分と質問させていただきまして障害を持つ方々の雇用問題についてでございますが、例えば、一年間働いた後に助成金の受給期間が終わった時点から給料を減額するといったような事例でありますとか、職場における人権侵害等々、こうした障害を持つ労働者が不利益を受けるケースは、残念ながら皆さん方も御存じのとおり後を絶たないわけですが、今回の処理システムにおきまして、障害を持つ労働者に対してはどういうふうな配慮、対応をお考えでしょうか、お伺いいたします。

○政府参考人(坂本哲也君) 今回の個別労働紛争解決制度でございますけれども、これは、あらゆる個別労働関係紛争を対象といたしまして紛争解決援助を行うものでございます。そういった意味で、障害を持つおられる労働者がこのようなトラブルに巻き込まれた場合のセーフティーネットとして、その助けとなるのではないかと、このように考えております。

いずれにいたしましても、個別労働関係紛争といえますのは、障害を持つおられる労働者にとりましては、なおさら生活の糧である労働に関する重大な問題であるということでございますので、相談コーナーにおきます労働相談ですとか、あるいは紛争解決の援助に当たりまして当事者の身になった懇切丁寧な対応、きめ細かな対応といったようなものを行っていくこと、これが大変重要であろうと思っております。

そういったものを通じて、迅速的確な紛争解決が図られるように最大限の配慮をまいりたいと思っております。

○西川きよし君 どうぞ弱い立場の人のためにもひとつ最大限の御指導をよろしくお願い申し上げます。

もう時間がわずかしかございません。最後にさせていただきますと思いますが、これまでにも、職場におきまして知的障害者の方々に対する人権を侵害する事件などが本場に多々ございました。平成八年から九年にかけての水戸市や滋賀県の企業における人権侵害の事例が相次いで起こったことは、もう皆さん方も記憶に新しいところだと思います。今後、こうした事件を防止するといふ点から、訴える力が弱い方々に対してどんなに小さな声でもきちんとして、今も答弁いただいたんですけれども、なお一層きちんとして受けとめて行動する、そういった対応が私には必要ではないかなと思っております。

今後、障害を持つ労働者の労働環境の整備につきまして坂口大臣から最後に御答弁をいただいで、質問を終わりたいと思っております。よろしくお願いたします。

○国務大臣(坂口力君) 御指摘いただきましたように、過去におきまして障害者の皆さん方の人権を無視したような事件が幾つか起こっております。今お話しございましたように、いろいろなことを相談していただく能力のある人はそれはそれでいいわけでございますが、そういう能力を十分にお持ちでない皆さん方に対して、これは御相談がないからというのでそのままにしておくわけにはいかないというふうに思っています。これは積極的のこちらから乗り出して、やはり解決をしなければならぬことも多いと思っております。

それぞれの地域におきましては障害者雇用連絡会議というのをつくっておりますので、ここである御相談に乗っているわけでございますが、た

だ単にここで雇用の質や量のことを御相談に乗るだけではないで、雇用の内容もさることながら、その前にやはり人権を一番大事にしなければならぬと、人権を中心にして考えていただかなきゃならないんだということとを一番御理解をいただかなければならぬことだというふうに思いますので、その辺を我々もこれから強調していきたいと思っております。

○政府参考人(若田喜美枝君) 先生、今読み上げられました十三条で、調停委員会が開かれることになる二つの基準があるんですね。一つはその問題が男女雇用機会均等法に基づく具体的な条文で扱われていること、具体的には女性であるというところを理由とする差別的な取り扱いをめぐるといふことを理由とする差別的な取り扱いをめぐるといふ趣旨でございます。

○委員長(中島眞人君) この際、委員の異動について御報告いたします。

それから、今、先生の直接の御質問でございますが、都道府県労働局長が必要であると認めるときは、このようにいう基準で行われているかということかと思っております。これは想定してありますのは、例えば紛争発生から長期間が経過してしまして事実関係の確証が困難となっているような紛争ですとか、裁判所で係争中であるなど他の紛争解決処理でその手続が始まっているような紛争であるとか、そして当事者が不当な目的で申請を行っているということが明らかであるような場合などが想定されております。

○黒岩秩子君 今回は、男女雇用機会均等法のことについての御伺いしようと思っております。

○政府参考人(若田喜美枝君) 法令では具体的な基準はございませんけれども、内部の取り扱いとしてあえずの目安として一年程度ということを取り扱っておりますけれども、個々具体的に判断していくということになるかと思っております。

○黒岩秩子君 それでは、今百四十件のうち二件がそのようにして却下されたということなんですけれども、先ほどおっしゃった三番目の不当な要求

女性がこの機会均等法にもとらるということと訴えるというのは、実はよくよくのことだと思っております。多くの女性たちはあきらめている。だけれども、やつの思いで申し出たときに必要があると思われなと言われたとすれば、これは大変ショックなことだと思っております。過去においてどのような場合に必要があると認められなかったのか、そういう例があるのでしたらお教えいた

であるということの関連の中で、この二件というのが具体的にどういうことであつたのか、お教え願いたいと思います。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 明らかに不当な目的で調停の申請があつたというのは具体的にどういふケースがこれに当たるかというのは、ちょっと今具体的にその懸念があるわけではございませんで、一般的にそういう懸念を排除するためにそういう取り扱いのルールを設けているわけでございます。

開始をしなかった二件と申しますのは、会社は二社、女性が二人ということで二件というふうにかウントしているわけでございますけれども、申し立てをしてもらった申請の内容を調停の開始をする必要があるかどうかということで当時の婦人少年室が若干事情を調べた結果、申し出の自身が事実と違つていたという事実誤認があつたということで、このケースは開始をいたしておりません。

○黒岩秋子君 そのところは今納得がいきました。

この長期間というのが一年だというのは、私はとても短いというふうに感じたんですね。それは女性たちがそういうことというのは、家庭の中でもそうですけれども、女の方が下だということは当たり前だと思つていますし、お茶くみをさせられるのも当たり前だと思つていて、だけれども、何かのところでそのことに気づいて、ああおかしかつたんだと思つたとき、それが二年たつても三年たつてもその人にとってそれが重要だつた場合には取り上げていっていただきたいと思つたので、今の長期間ということについては再考願いたいという思いがございまして。

このことの質問はこれで打ち切らせていただきます。

先ほど、小池議員の方から医者になるための研修医の実態が話されました、私も本当に涙とともに同感させていただきました。

私は、きょうは小児科医療のことに限つてお伺

いしたいと思ひます。

先日、本院におきまして少子化対策ということとで決議がなされましたけれども、その決議の中に小児科医療の整備ということがありました。実際、子供を持つ親にとって一度でも、子供が熱を出して運んでいってもちつとも診療ができなかった、あるいはたらい回しにされたあげくに亡くなつてしまつた、そういう事件がありましたら、二人目の子供を産むというのはちゅうちよするのが自然な感情だろうと思ひます。そういう意味で、この小児科医療が充実するということが少子化対策にとつても大変大きな問題だと思つております。

これは、実は私の知り合いの若い女医で、子供二人抱えた女医が、その病院では三人の勤務体制なんですけれども、たまたま一人が休んでいて、そして一人の医者が一つのことにしかかつていて、もう一人どうしても必要だつたというとき、彼女は家にいます子供を二人見ていました。一人は生まれたばかりの赤ん坊、ところが、どうしても彼女は行かなくてはならなくて、その赤ん坊と上の子と二人を連れて診察に近くの病院まで出かけたわけなんです。

診察している間じゅう赤ん坊は泣き続けていたというふうな事情を聞いています、そこから小児医療がどんなふうになっているか聞いてみましたところ、とにかく小児医療をやることによって病院の赤字はふえるばかりだということ、病院はどんどん小児科を減らしている。そのために小児科が少なくなつてくるから忙しくて忙しくて大変だということ、医学部の学生たちは小児科に行こうとしなくなつてくる。

このような実態については皆さん御存じのことと思ひますけれども、このような実態をどのように改善しようと思はれてゐるのか、大臣のお考えを伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(坂口力君) 先日、小児科の先生方十数名お越しをいただきました、ぜひとも小児科医療についての考え方をもう一度ここで考え直して

ほしいというお話がございました。

今、黒岩委員からお話がありましたとおり、だんだんと小児科を標榜する先生方が少なくなつてきていることは事実のようでございます。内科、小児科というふうな両方掲げておみえになりますので全体ではそんなに減つてゐるようには数字の上では見えないんですけれども、本当の小児科の先生だけを見れば、これはかなり減つてきていることは間違いないようでございます。

こうした状況を克服していきますためには、やはり多くの若い医師の卵たちに小児科を選んでもういただく必要はないわけでございますが、それとも今お話しございましたように小児科は嫌われれておりまして、なかなか小児科を選択していただけないという状況にあることも事実のようでございます。

これを克服していきますためには、小児医療のもろもろの環境整備というものがやはり大事なんでしょうというふうに思ひます。小児科を行えば行はざるその病院が赤字を抱えるというふうな状況では、これはなかなか小児科をやつてほしいと言ひましてそれは無理だというふうに思ひますから、その辺のところからやはりもう少し考え直していかないとけないというふうに私は思つております。

ただ、単なる小児科だけではなくて、救急医療の問題も申しさしてございまして、この辺も、お母さんやお父さん方に御心配をしないでいただくのもいいようにするためには、どうしてもやっぱり根っここのところの問題を解決しなければなりません。正直申しまして、小児科なら小児科のことばかりを余り言ひますと、ほかの科の皆さん方からなぜ小児科のことだけを言うかという、そういうおしかりも出るわけでございますけれども、ここは少子高齢化社会の全体の中で考えましたときに、この小児医療というのは最優先課題であるというふうな思つてゐる次第でございまして、ぜひとも積極的に取り組むたいと思つております。

○黒岩秋子君 それで、具体的なことなんですけれども、坂口大臣がかつて小児科医でいらしたということもありまして、小児科がどんなふうな特異なところかというのは、やはり夜中に事が多い。それから、例えばレントゲンを撮りに行くといつても、大人の場合だったら自分で歩いて行つてくれるのに、小児科の場合だったら看護婦さんがつかなきやいけない。そういう意味で労働力がたくさん必要とされているわけだし、赤ちゃんが泣いてしまえば診察ができなくて長時間になつてしまふとか、そういうさまざまなことを考えた場合に、小児科というものを特別に加算していかなければならぬなと思ひます。そういう意味で、どうしてもこれはお金をたくさん投入するという形でしか解決できない問題なのではないかと思ひますけれども、大臣、どうでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) お金だけの問題でもないと思ひますけれども、しかし財政的なこともやはり重要な課題の一つであるというふうな思つてゐる次第でございまして。その辺も十分にわきまを考へましていけませんので、今お話しになりましたように、看護婦さんを初めとしてその他の方々にもかなり負担のかかることでございまして、小児科医療全体が非常に負担のかかる問題であるということの認識、それを持つていただくようにしたいというふうに思ひます。

○黒岩秋子君 そのようなことでお願いしたいと思ひます。

それで、さらにもう一つ、同じ医療現場の問題なんですけれども、精神科医療のことです。

これまで何回も私は述べてまいりましたけれども、精神科医療がひどいという状態はこここで皆さんの目に触れてゐるに違ひないと思ひます。先日の池田小学校の事件のときにもそのことがいろいろ問題になりましたけれども、あの加害者が薬を何錠と持っていたというふうな問題もありまして、精神科が、これまでかかつておき

がらそれをほとんど放置しているという状態とか、そういうさまざまな問題が世の中にとつてさまざまな問題を起こしているという。

そして、これは実は精神科の場合にもやはり小児科と同じように、医者たちが精神科の医者になりたくないという、そのこともあって精神科特例という形で医者の数が少なくても精神病院はいいというふうになっている。このことによつて、実は新潟県では拘束をしていたことによつて窒息死というような事件が何年前にございまして、新潟県では大騒ぎをいたしました。

この精神医療の問題について大臣も前から何回か問題であるということをおっしゃっておりまして、たけれども、そのことについて今後どのようになさつていこうと思ひなのか、その決意を伺わさせていただきますと思ひます。

○国務大臣(坂口力君) 精神科医療につきましても、これは精神科の先生が足りないというようないこともございまして、患者さん何人に対して医師何人というその割合も、精神科の場合には普通の科よりも非常に多くとつてあると申しますか、医師一人に対する患者さんの割合が非常に多くなつてゐるわけでありまして、多くてもいいということになつてゐるわけでありまして。こうしたことがいろいろの精神科の問題を助長することにまた結びついてゐることも、これは否定できないと私は思つております。

しかし、ここを一挙に解決することができるといへば、急に精神科の先生方をふやすわけにもまいりませんし、一挙にはいかなんたうといふふうに思ひますが、しかし年次を決めて徐々にやはりここは改善をしていかなければいけない。そうでなくても精神科の場合には、一人の方に対する診療時間というのはほかの場合に比べて非常に長いわけでございますから、多くの時間をかけて聞いていただかなければならぬわけでありまして、これはもう少しやはり医師と患者、あるいは看護婦さんの人数等々につきましても、年次を決めて、いつまでにはこゝまでやつていく、いつ

までには一般の病院と同じように、内科や外科と同じような体制にしていこうといったようなことを決めながら、これは段階的にやはりやつていかなければいけないというふうに思つてゐる次第でございます。

○黒岩秩子君 段階的だということについては本当にそれ以外ないと思ひますけれども、実は小児科にしても精神科にしても、もちろん内科もそうなんですから、患者さんたちはほとんど話を聞いてもらへば治つてしまふという場合がかなり多くて、そういう意味では、やはり診療時間が長くとれるかどうかというのがある科にとつても問題だと思ひます。外科なんかの場合は違ふかもしれませんが。

しかし、中でも特に小児科と精神科というのは長時間かけて、小児科の場合だったら子供をあやしながら遊んだりしながら診療ができるということとが望ましいこととすし、精神科の場合にはとにかく薬を上げて解決しようということではなくて、やはり話をどこまで聞かかということが一番の治療になると思ひますので、その時間のことを考え、努力のことを考えれば、やはりここにお金を投入するという形でその問題が解決できることがあるんだとすれば、そういう方向で解決していただきたいと思つております。よろしくお願ひいたします。

終わります。

○委員長(中島眞人君) 他に御発言もないようです。から、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(中島眞人君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、柳田君から発言を求められております。

ので、これを許します。柳田君。

○柳田君 私は、ただいま可決されました個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律案に対し、自由民主党・保守党、民主党・新緑風会、公明党、日本共産党、社会民主党・護憲連合、二院クラブ・自由連合及びさきがけ環境会議の各会派共同提案による附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法律の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、個別労働関係紛争が増加しており、相当な件数にのぼるようになってゐるという実態等を踏まえ、これを公正、迅速、適正に解決するために、十分な体制の確立など司法、地方行政を含めた複線的な紛争解決システムの整備を図ること。

二、個別労働関係紛争については、企業内において、不満・苦情の段階で、これを適切に処理することが望ましいため、企業内における苦情処理機関等の整備やその活用の促進に向けた情報提供等の支援を強化すること。また、本法に基づき、労働者が紛争解決について援助を求めた場合、このことを理由に事業主が不利益な取扱いをしてはならないとの法

第四条第三項の趣旨を労働関係当事者に周知徹底すること。

三、紛争調整委員会が男女雇用機会均等法に基づく調停等を行う場合には、機会均等調停委員会の設置の趣旨や目的、名称・設立の経緯を十分に尊重し、その扱いを明確にした運営を行うこと。

四、地方公共団体が地方労働委員会等において個別労働関係紛争の解決のための取組を行うに当たり、十分な連携を図るとともに、必要な支援を行うこと。また、中央労働委員会は、全国の地方労働委員会が行う個別労働関係紛争の解決のための取組に係る情報の収集

及び提供その他必要な支援を行うこと。

五、紛争調整委員会が行うあつせんにおいては、事実の把握、紛争当事者双方からの十分な意見聴取に努めること。また、紛争調整委員会の運営状況の評価を地方労働審議会で行うとともに、職員の研鑽を図り、委員会の機能の充実を図ること。さらに、本法による個別労働関係紛争処理制度が十分に活用されるよう、本制度の周知徹底に努めるとともに、利用者の利便性を高めるために体制の充実を図ること。

六、都道府県労働局、地方労働委員会等における個別労働紛争解決制度については、裁判外紛争処理制度として適切に位置づけること。あわせて、労働関係事件への対応について、裁判外紛争処理と裁判所の連携を明確にし、十分な検討を行うこと。

七、国が行う地方労働行政については、地方公共団体と十分な連携を図るとともに、地方労働団体の意見を十分尊重するものとする。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(中島眞人君) ただいま柳田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(中島眞人君) 全会一致と認めます。よつて、柳田君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、坂口厚生労働大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。坂口厚生労働大臣。

○国務大臣(坂口力君) ただいま御決議のありました本法案に対する附帯決議につきましても、そ

【参議院】

願(第二八二〇号)

この請願の趣旨は、第二六八八号と同じである。

第二六九七号 平成十三年六月二十一日受理

失業者及び高齢者の就労対策の充実に関する請願
請願者 山口県光市花園二ノ八ノ六ノ二
石橋薫外三百四十二名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第二六八八号と同じである。

第二六九八号 平成十三年六月二十一日受理

失業者及び高齢者の就労対策の充実に関する請願
請願者 青森県弘前市自由ヶ丘三ノ一九ノ
一五 三上愛美外三百四十二名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第二六八八号と同じである。

第二六九九号 平成十三年六月二十一日受理

失業者及び高齢者の就労対策の充実に関する請願
請願者 福岡県飯塚市幸袋一五八ノ一 松
木勝見外三百四十二名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二六八八号と同じである。

第二七〇〇号 平成十三年六月二十一日受理

失業者及び高齢者の就労対策の充実に関する請願
請願者 埼玉県越谷市赤山町二ノ一五四ノ
一 川崎幸子外三百四十二名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第二六八八号と同じである。

第二七〇一号 平成十三年六月二十一日受理

失業者及び高齢者の就労対策の充実に関する請願
請願者 愛媛県宇摩郡新宮村大字上山六、
一二五 豊田みゆき外三百四十二
名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第二六八八号と同じである。

第二七〇二号 平成十三年六月二十一日受理

失業者及び高齢者の就労対策の充実に関する請願
請願者 大分県佐伯市鶴岡町三ノ二ノ一〇
小野利夫外三百四十二名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二六八八号と同じである。

第二七〇三号 平成十三年六月二十一日受理

失業者及び高齢者の就労対策の充実に関する請願
請願者 山口県光市室積五ノ一五ノ七ノ五
久永アイ子外三百四十二名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第二六八八号と同じである。

第二七〇四号 平成十三年六月二十一日受理

失業者及び高齢者の就労対策の充実に関する請願
請願者 佐賀県多久市南多久町長尾三、五
一九 石田博俊外三百四十二名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第二六八八号と同じである。

第二七〇五号 平成十三年六月二十一日受理

失業者及び高齢者の就労対策の充実に関する請願
請願者 広島県尾道市沖側町七ノ一 川岡
武義外三百四十二名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第二六八八号と同じである。

第二七〇六号 平成十三年六月二十一日受理

失業者及び高齢者の就労対策の充実に関する請願
請願者 山口県下関市関西町七ノ一五 浅
井フサエ外三百四十二名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第二六八八号と同じである。

第二七〇七号 平成十三年六月二十一日受理

失業者及び高齢者の就労対策の充実に関する請願
請願者 大分県佐伯市鶴岡町二ノ四ノ三
橋本由岐雄外三百四十二名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第二六八八号と同じである。

第二七〇八号 平成十三年六月二十一日受理

失業者及び高齢者の就労対策の充実に関する請願
請願者 福岡県遠賀郡唐戸町大字山鹿一、
二三六ノ五 縄田進外三百四十二
名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二六八八号と同じである。

第二七〇九号 平成十三年六月二十一日受理

失業者及び高齢者の就労対策の充実に関する請願
請願者 徳島県三好郡山城町白川七、三
谷口利夫外三百四十二名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第二六八八号と同じである。

第二七一〇号 平成十三年六月二十一日受理

失業者及び高齢者の就労対策の充実に関する請願
請願者 群馬県前橋市小屋原町四九五ノ一
藤井清外三百四十二名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二六八八号と同じである。

第二七一一号 平成十三年六月二十一日受理

介護保険、医療保険及び年金制度の改善に関する
請願
請願者 大阪市平野区瓜破東七ノ三ノ一
ノ三二八 武政祥子外二十二名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第二〇六四号と同じである。

第二七一二号 平成十三年六月二十一日受理

介護保険、医療保険及び年金制度の改善に関する
請願
請願者 大阪府松原市三宅東五ノ一、八三
九ノ五 高田広美外二十四名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第二〇六四号と同じである。

第二七一二号 平成十三年六月二十一日受理

介護保険、医療保険及び年金制度の改善に関する
請願
請願者 大阪府和泉市鶴山台一ノ七ノ七
大嶋京子外二十二名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第二〇六四号と同じである。

第二七一四号 平成十三年六月二十一日受理

介護保険、医療保険及び年金制度の改善に関する
請願
請願者 大阪府岸和田市下池田町三ノ三〇
ノ一九 堀井芳子外二十二名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二〇六四号と同じである。

第二七一五号 平成十三年六月二十一日受理

介護保険、医療保険及び年金制度の改善に関する
請願
請願者 大阪市平野区長吉六反四ノ八ノ一
〇ノ五〇三 井上和子外二十二名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第二〇六四号と同じである。

第二七一六号 平成十三年六月二十一日受理

介護保険、医療保険及び年金制度の改善に関する
請願
請願者 埼玉県所沢市西狭山ヶ丘一ノ二五
九ノ八 木間ハルエ外三百二十二
名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第二〇六四号と同じである。

第二七一七号 平成十三年六月二十一日受理

介護保険、医療保険及び年金制度の改善に関する
請願
請願者 大阪府岸和田市額原町三〇三ノ一

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第二〇六四号と同じである。

第二七一七号 平成十三年六月二十一日受理

介護保険、医療保険及び年金制度の改善に関する
請願
請願者 大阪府岸和田市額原町三〇三ノ一

一五

定した待遇を保障すること。

第二七三三号 平成十三年六月二十一日受理

公的責任による社会福祉の拡充に関する請願

請願者 大阪府堺市深井東町三、〇七一

遠藤伸男外三十一名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二七三四号と同じである。

第二七七九号 平成十三年六月二十一日受理

食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願

請願者 東京都渋谷区渋谷三ノ二九ノ八

藤原一也外三十名

紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二七八〇号 平成十三年六月二十一日受理

建設労働者の賃金の保障及び労働条件の改善等に関する請願

請願者 埼玉県大里郡江南町大字上新田三八八

八八 深津松久外六百四十九名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第二七八一号 平成十三年六月二十一日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 群馬県邑楽郡明和町千津井六一八

江原真一外一万五千五百三十七名

紹介議員 中曾根弘文君

この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第二七八二号 平成十三年六月二十一日受理

小児慢性特定疾患治療費助成制度の存続及び拡充に関する請願

請願者 埼玉県本庄市東台一ノ四ノ五 須

田裕子外八百六十八名

紹介議員 朝日 俊弘君

この請願の趣旨は、第二〇六五号と同じである。

第二七八三三号 平成十三年六月二十一日受理

小児慢性特定疾患治療費助成制度の存続及び拡充に関する請願

請願者 群馬県高崎市乗附町二八九 塚越

美恵子外八百五十二名

紹介議員 中曾根弘文君

この請願の趣旨は、第二〇六五号と同じである。

第二七八四号 平成十三年六月二十一日受理

小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市吉野二ノ五ノ一三

山崎富士雄外九百九十九名

紹介議員 畑 恵君

この請願の趣旨は、第二一二二号と同じである。

第二七八五号 平成十三年六月二十一日受理

小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 埼玉県所沢市和ヶ原三ノ二七四ノ

一五 三浦真男外二千九百九十九名

名

紹介議員 朝日 俊弘君

この請願の趣旨は、第二一二二号と同じである。

第二七八六号 平成十三年六月二十一日受理

小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 東京都江戸川区南葛西六ノ九ノ九

ノ二〇一 泉山亮太外千九百九十

九名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第二一二二号と同じである。

第二七八七号 平成十三年六月二十一日受理

小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する請願

請願者 福岡県飯塚市大字鯉田二、四三九

ノ一〇四 松尾啓治外千九百九十

九名

紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第二一二二号と同じである。

請願者 福岡県飯塚市大字鯉田二、四三九

ノ一〇四 松尾啓治外千九百九十

九名

紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第二一二二号と同じである。

第二七八八号 平成十三年六月二十一日受理

てんかんを持つ人に対する医療及び福祉の向上に関する請願

請願者 神奈川県伊勢原市板戸七三八ノ三

ノ三〇三 小泉裕外千九百九十九

名

紹介議員 朝日 俊弘君

この請願の趣旨は、第二四〇三号と同じである。

第二七八九号 平成十三年六月二十一日受理

てんかんを持つ人に対する医療及び福祉の向上に関する請願

請願者 群馬県前橋市昭和町二ノ一六ノ二

四 岡田勝二郎外千九百九十九名

紹介議員 黒岩 秩子君

この請願の趣旨は、第二四〇三号と同じである。

第二七九〇号 平成十三年六月二十一日受理

高齢者の施設建設等に関する請願

請願者 大阪府堺市八田寺町二九一ノ一八

五 玉木誠外七十名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第二六一一号と同じである。

第二八〇一号 平成十三年六月二十二日受理

将来の安心及び生活の安定のための社会保障の拡充に関する請願

請願者 群馬県前橋市小神明町字合田六一

三ノ一〇 林龍太郎外一万六千六

一名

紹介議員 角田 義一君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二八〇二号 平成十三年六月二十二日受理

食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願

請願者 千葉県東葛飾郡沼南町高南台一ノ

一ノ二二 大山裕子外二百七十七

名

紹介議員 広中和歌子君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二八〇三三号 平成十三年六月二十二日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 名古屋守山区西島町一ノ四 野

倉光美外二千名

紹介議員 山本 保君

この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第二八〇四号 平成十三年六月二十二日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 滋賀県神崎郡能登川町小川二七四

ノ五 松田公代外八千二百二名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第二八〇五号 平成十三年六月二十二日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 長崎県諫早市栗面町三〇〇ノ八

三浦重男外八千三百名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第二八〇六号 平成十三年六月二十二日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 三重県松阪市船江町八ノ二二 坂

井かず代外九千四百二十八名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第二八〇七号 平成十三年六月二十二日受理

マッサージ診療報酬の引上げに関する請願

請願者 千葉県東葛飾郡沼南町高南台一ノ

一ノ二二 大山裕子外二百七十七

名

紹介議員 広中和歌子君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

請願者 名古屋市東区砂田橋三ノ一 寺西

紹介議員 山本 保君

この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

第二八〇八号 平成十三年六月二十二日受理
マッサージ診療報酬の引上げに関する請願

請願者 川崎市多摩区三田四ノ四ノ二ノ五

〇二 魚住澄江外二百三十九名

紹介議員 沢 たまき君

この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

第二八〇九号 平成十三年六月二十二日受理
肝がん予防を始めとする肝臓病についての総合的

対策確立に関する請願

請願者 名古屋市緑区鳴海町母呂後六九

伊藤澄子外七百五十九名

紹介議員 山本 保君

この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

第二八一〇号 平成十三年六月二十二日受理
子育て支援についての緊急対策に関する請願

請願者 島根県江津市嘉久志町イノ一、一

五三 反田幸子外二十四名

紹介議員 畑 恵君

この請願の趣旨は、第一九六〇号と同じである。

第二八一一号 平成十三年六月二十二日受理
介護保険、医療保険及び年金制度の改善に関する

請願

請願者 名古屋市天白区元八事五ノ四四

沢田和男外八百五十六名

紹介議員 山本 保君

この請願の趣旨は、第二〇六四号と同じである。

第二八一二号 平成十三年六月二十二日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する

請願

請願者 京都市伏見区深草小久保町三六五

紹介議員 山本 保君

この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二八一三号 平成十三年六月二十二日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する

請願

請願者 大阪市住吉区荻田五ノ一ノ二ノ

二〇一 大谷一成外千名

紹介議員 平田 健二君

この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二八一四号 平成十三年六月二十二日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する

請願

請願者 福井市新田塚一ノ一〇ノ一四ノB

九〇一 南美由紀外三千八百八十九名

紹介議員 松村 龍二君

この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二八一五号 平成十三年六月二十二日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する

請願

請願者 東京都調布市深大寺北町六ノ二三

ノ一 中村英治外千二百十五名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二八一六号 平成十三年六月二十二日受理
小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する

請願

請願者 滋賀県野洲郡野洲町富波甲一、一

六ノ五一 林弘和外千九百九十九名

紹介議員 戸田 邦司君

この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二八一七号 平成十三年六月二十二日受理

この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

小規模作業所等に対する成人期障害者施策に関する

請願者 北海道旭川市春光台一条三ノ一ノ

二二 仁木景子外九百九十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二八一八号 平成十三年六月二十二日受理
保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 埼玉県川越市伊勢原町四ノ二ノ六

逸見明臣外四千七百七十二名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第三三七七号と同じである。

第二八一九号 平成十三年六月二十二日受理
保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 東京都杉並区井草二ノ三ノ二

高野千春外四千八百八十三名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第三三七七号と同じである。

第二二二〇号 平成十三年六月二十二日受理
保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 北海道苫小牧市高丘九ノ六 伊藤

亜子外四千七百七十二名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第三三七七号と同じである。

第二二二一号 平成十三年六月二十二日受理
保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 茨城県結城市上山川三、六七四ノ

一 渡辺栄佐美外四千七百七十二名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第三三七七号と同じである。

第二二二二号 平成十三年六月二十二日受理
保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 名古屋市緑区曾根二ノ三八九 上

田一美外四千七百七十二名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第三三七七号と同じである。

第二二二三号 平成十三年六月二十二日受理
保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 東京都練馬区春日町五ノ二九ノ二

ノ七〇三 小屋亜希子外四千七百七十二名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第三三七七号と同じである。

第二二二四号 平成十三年六月二十二日受理
保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 岐阜市如月町五ノ三 野村正行外

四千七百七十二名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第三三七七号と同じである。

第二二二五号 平成十三年六月二十二日受理
保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 名古屋市千種区森田町三ノ五ノ八

船戸温郎外四千七百七十二名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第三三七七号と同じである。

第二二二六号 平成十三年六月二十二日受理
保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 東京都世田谷区奥沢一ノ三八ノ一

二 須崎智子外四千八百八十二名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第三三七七号と同じである。

第二二二七号 平成十三年六月二十二日受理
保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 群馬県前橋市下細井町一四〇ノ一

芦崎まゆみ外四千七百七十二名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第三三七七号と同じである。

第二八二八号 平成十三年六月二十二日受理
保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 新潟市内野町七九七ノ六 春山小
百合外四千四百七十二名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第三三七号と同じである。

第二八二九号 平成十三年六月二十二日受理
保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 山梨県甲府市住吉三ノ一九ノ一三
北条香子外四千四百七十二名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第三三七号と同じである。

第二八三〇号 平成十三年六月二十二日受理
保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 埼玉県朝霞市溝沼七ノ四ノ九ノB
ノ一〇一 嶋田直樹外四千四百七十二名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第三三七号と同じである。

第二八三二号 平成十三年六月二十二日受理
保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 大阪府門真市新橋町五ノ三五 竹
尾利憲外四千四百七十二名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第三三七号と同じである。

第二八三三号 平成十三年六月二十二日受理
保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 宮城県北諸郡三股町樺山三、二
八六ノ一二 松下啓子外四千四百七十二名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第三三七号と同じである。

第二八三三号 平成十三年六月二十二日受理
保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 学童保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 横浜港南区上永谷四ノ一ノ七
橋倉利男外四千四百七十二名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第三三七号と同じである。

第二八三四号 平成十三年六月二十二日受理
保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 山梨県中巨摩郡若草町加賀美二、
五三〇ノ一 斎藤昌男外四千四百七十二名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第三三七号と同じである。

第二八三五号 平成十三年六月二十二日受理
保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 栃木県足利市福居町一〇六ノ一一
菊地道子外四千四百七十二名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第三三七号と同じである。

第二八三六号 平成十三年六月二十二日受理
保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 大阪府箕面市平町二ノ一四ノ二〇
ノ三〇二 坂井恵子外四千四百七十二名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第三三七号と同じである。

第二八三七号 平成十三年六月二十二日受理
保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 大阪府茨木市西福井二ノ二九ノ二
ノ一〇一 岡田久代外四千四百七十二名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第三三七号と同じである。

第二八三八号 平成十三年六月二十二日受理
保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 大阪市旭区高殿二ノ一四ノ一四

氏次早苗外四千四百七十二名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第三三七号と同じである。

第二八三九号 平成十三年六月二十二日受理
保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 島根県簸川郡斐川町中洲一、二〇
〇ノ三 渡部章二外四千四百七十二名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第三三七号と同じである。

第二八四〇号 平成十三年六月二十二日受理
保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 茨城県結城郡石下町岡田三九一ノ
一三 谷田川貴光外四千四百七十二名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第三三七号と同じである。

第二八四一号 平成十三年六月二十二日受理
介護保険、医療保険及び年金制度の改善に関する請願
請願者 兵庫県龍野市神岡町入野六四八
杉本正人外四名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二〇六四号と同じである。

第二八四二号 平成十三年六月二十二日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 大阪府東大阪市御厨東二ノ一一ノ
一 小西みどり外九千七百六十三名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第二八四三号 平成十三年六月二十二日受理
国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願

請願者 札幌市東区北二十二条東二〇ノ一
ノ一四 藤井昇一外九十九名

紹介議員 峰崎 直樹君

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第二八六一号 平成十三年六月二十二日受理
子育て支援についての緊急対策に関する請願
請願者 島根県江津市江津町二八ノ三
上田兼登外二十三名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第一九六〇号と同じである。

第二八六二号 平成十三年六月二十二日受理
看護婦の大幅増員による患者の安全確保、介護保障の確立等に関する請願
請願者 京都府中郡峰山町字杉谷一五八ノ
一 永島直俊外百七十七名

紹介議員 福山 哲郎君

政府は老人医療費における患者負担分の定率化導入や高額療養費の自己負担限度額の引上げを含む医療保険制度の改善とともに、不十分な看護職員の配置基準や病床の削減を内容とする医療法の改悪を行っている。また、政府の経済効率を優先する医療政策は、後を絶たない医療事故の原因となっている。このため患者の安全を最優先課題とし、国民が安心して医療を受けられるシステムの構築に向けた根本的な改善が求められており、より良い看護・医療を提供するためにも、看護婦を二百万人以上に増員する必要がある。一方、昨年四月から実施された介護保険制度は、利用料の負担増の問題や基盤整備の遅れにより希望するサービスを受けられないなど、多くの不備が生じている。

ついては、次の事項について実現を図られた

一、高齢者に対する医療費負担増などの健康保険改悪を行わないこと。

二、介護保険利用料の減額・免除、介護サービスの基盤整備など、行き届いた介護保障を確立す

ること。

三、看護婦を二百万人以上に増員するとともに、医療事故を無くし、安全が確保できる人員配置を行うこと。

第二八六三号 平成十三年六月二十二日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 京都市中京区壬生辻町三二ノ一
七二七 伊藤光洋外二千七百六十八名

紹介議員 福山 哲郎君
この請願の趣旨は、第二八八号と同じである。

第二八六四号 平成十三年六月二十二日受理
小規模作業所等に対する成人障害者施策に関する請願

請願者 京都府宇治市木幡西浦三八ノ九
藤江美樹外三千九百九十九名

紹介議員 福山 哲郎君
この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二八六五号 平成十三年六月二十二日受理
小規模作業所等に対する成人障害者施策に関する請願

請願者 福岡市早良区室住団地六五ノ五〇
三 宮崎裕美外千九百九十九名

紹介議員 弘友 和夫君
この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二八六六号 平成十三年六月二十二日受理
じん肺根絶に関する請願

請願者 福岡県田川市伊田二、五五六ノ七
奥村孝利外四百七十八名

紹介議員 弘友 和夫君
この請願の趣旨は、第一四八五号と同じである。

請願者 埼玉県川越市今福二、七二九ノ二
五 渡辺孝外千五百名

紹介議員 浜田卓二郎君
この請願の趣旨は、第一六七六号と同じである。

第二八六八号 平成十三年六月二十二日受理
食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願

請願者 東京都渋谷区渋谷三ノ二九ノ八
中野理恵子外七百二十四名

紹介議員 加藤 修一君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二八七九号 平成十三年六月二十二日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 鹿児島市鴨池新町三七ノ一〇
一 北憲治外三千三百五十五名

紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第六五〇号と同じである。

第二八八〇号 平成十三年六月二十二日受理
国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願

請願者 鹿児島県揖宿郡山川町成川六、二
七三 福永愛子外二千九百九十九名

紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

小規模作業所等に対する成人障害者施策に関する請願

請願者 広島県佐伯郡佐伯町峠三七八ノ一
三 高美友明外千九百五十名

紹介議員 鈴木 正孝君
この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二八八三号 平成十三年六月二十二日受理
食品衛生法の改正及び運用の充実強化に関する請願

請願者 東京都新宿区北山伏町一ノ一二
石塚勝外三万二千二百七十九名

紹介議員 黒岩 秩子君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二八九一号 平成十三年六月二十二日受理
業者婦人に対する社会保障の充実等に関する請願

請願者 鹿児島県鹿屋市西原二ノ三〇ノ一
〇 領木明子外四百四十八名

紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第八七六号と同じである。

第七部 厚生労働委員会会議録第二十号 平成十三年六月二十八日【参議院】

平成十三年七月六日印刷

平成十三年七月九日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局